

# 主要国の議会制度



2010年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2009-1-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# 主要国の議会制度

古賀 豪

奥村 牧人

那須 俊貴

(政治議会課)

2010年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

# 目 次

本書の構成	1
I アメリカ	奥村牧人 2
II イギリス	那須俊貴 13
III ドイツ	古賀 豪 23
IV フランス	古賀 豪 33
参考文献	43
表1 主要国議会制度比較	46
図1 アメリカの立法過程	47
図2 イギリスの立法過程	48
図3 ドイツの立法過程	49
図4 フランスの立法過程	50
表2 主要国議会の法案提出数・成立数	51
表3 主要国議会の会派別議席数	53

## 本書の構成

本書は、我が国の国会の比較対象として挙げられることの多いアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの議会制度の概要を紹介するものである。各国の説明において取り上げた項目は、①政治体制、②議会の構成、③会派、④議会の主な権限、⑤会期制度、⑥議院運営機関、⑦本会議、⑧委員会制度、⑨立法過程である。⑨の立法過程については、原則として憲法改正法、予算法等の特別な種類の法律の立法過程は割愛し、通常の立法過程のみを取り上げた。巻末には、比較一覧表のほか、立法過程の図、法案提出数・成立数、会派別議席数を掲載した。

これら4か国の議会は、同じく先進民主主義国でありながら、各々個性的な議会の構成、審議の仕組みになっている。

まずアメリカは、政治体制としては大統領制をとり、政党の一体性が低いという点が大きな特徴である。議会制度の類型としてよく参照される、アメリカの政治学者のN.W. ポルスビーによる「アリーナ型」と「変換型」の2類型では、アメリカ議会は変換型の典型例として挙げられている。変換型の議会とは、社会からの要望を議会が集約して政策を形成、修正して法律に変換するという、いわば自律的能力が高い議会のことをいう。アメリカの場合、大統領を長とする行政府は法案を提出する権限がなく、立法を議会に勧告したり、法案提出を議員に依頼したりすることができるにすぎない。政党の一体性が低いために個々の議員が文字どおり立法者として政策を立案し、非常に多くの法案が提出される。また、法案等の審議では、発達した委員会制度を活用しているのが大きな特色であり、その審議の過程で議員間・政党間の妥協が活発に行われている。

次にイギリスは、政治体制としては議院内閣制をとり、多数の与党幹部議員が政府役職に任命されることから、政府と与党の一体性が高いという特徴がある。イギリス議会は、ポルスビーの分類のもう1つの類型であるアリーナ型の典型例とされる。アリーナとは「劇場」を意味し、アリーナ型の議会では、社会の多様な要望を妥協しつつ立法化することよりも、与野党の論戦による争点提示機能が中心となっている。イギリス議会では、他の3か国や我が国のように、分野別で常設の委員会が立法を審査する仕組みにはなっていないことから、委員会の機能は比較的弱く、その結果として政策の立案、修正という変換型の機能が低いといえることができる。

ドイツとフランスは、概ねこれら2か国の中間に位置すると言える。議院内閣制をとるが、これまで様々な連立の組み合わせを経験してきたドイツでは、フランスと比較すると立法過程で与野党間の妥協が行われる傾向があることなどから、比較的変換型の側面が強く、他方で、半大統領制をとるフランスでは、常任委員会の数が制限されていることなどから、比較的アリーナ型の側面が強いと言えよう。

なお、我が国の国会は、議院内閣制をとり、会派の一体性が高い一方で、戦後の改革でアメリカを範とした強力な常任委員会制度が導入されている。我が国の国会もまた、多くの国の議会と同様に、アメリカ議회를典型とする変換型とイギリス議회를典型とするアリーナ型の中間に位置すると言えよう。

以上の大まかな見取り図のもとに、各国の記述をお読みいただければ幸いである。

## I アメリカ

### 1 政治体制

#### (1) 大統領制

大統領は、行政部の首長であり、軍の最高司令官である。大統領は、直接選挙により選出された 538 名の大統領選挙人により選出され、議会から独立した固有の民主的正統性を有する。大統領の任期は、4 年であり、2 期を限度とする。大統領の地位は、議会の信任に基づいておらず、他方、大統領は、議会を解散する権限がない。また、大統領は自らが必要と考える施策について議会に審議を勧告したり、予算教書等の大統領教書を提出したりすることはできるが、法案や予算案の提出権そのものは有していない。各行政部の長官は、議会上院の承認を得て、大統領により任命され、大統領に対してのみ責任を負う。憲法は、閣僚に議員の兼任を禁じており、議員に対しても行政府の職に就くことを禁じている。

#### (2) 三権の権力分立

憲法は、立法、行政、司法の三権が相互に抑制・均衡 (check and balance) し合う権力分立の原則をとっている。例えば、大統領は、議会で審議された法案に対して拒否権を行使することで法案の成立を阻止することができ、他方、議会上院は、大統領の任命する上級公務員に対して人事承認権を有し、大統領の人事に影響を及ぼすことができる。また、最高裁判所は、立法または政府の行為に対して、司法審査を行うことができる。このように三権が部分的に権限を共有することで、相互に権限を抑制・均衡し合っている。

#### (3) 連邦制

アメリカは、50 州とコロンビア特別区から構成される連邦制国家である。憲法は、連邦政府の権限が及ぶ範囲を明確にし、連邦政府に委任せず各州に禁じていない権限を各州または人民に留保している (議会権限の制限列举)。20 世紀以降の行政国家化の進展により、連邦政府の権限は増大しているが、中央と地方の権力分割を志向する連邦制は、アメリカの政治・行政を大きく規定している。

## 2 議会の構成

連邦議会は、下院 (House of Representatives) および上院 (Senate) の二院により構成される。

#### (1) 定数・任期

##### (i) 下院

下院の定数は 435 名で、任期は 2 年である。

なお、上記 435 名以外に、コロンビア特別区、ヴァージン諸島、米領サモア、グアムから任期 2 年の派遣委員 (Delegates) 各 1 名が選出され、プエルト・リコから任期 4 年の常駐弁務官 (Resident Commissioner) 1 名が選出される。これら 5 名の準議員は、一定の場合を除き、表決権を持たない。

## (ii) 上院

上院の定数は 100 名であり、任期は 6 年である。

## (2) 選挙制度

## (i) 下院

小選挙区制をとる。下院議員の選挙権年齢は 18 歳以上、被選挙権年齢は 25 歳以上である。議席は、人口に比例して各州に配分されるが、各州から最低 1 名は選出される。

## (ii) 上院

小選挙区制をとる。上院議員の選挙権年齢は 18 歳以上、被選挙権年齢は 30 歳以上である。2 年おきに議席の 3 分の 1 ずつが改選され、面積や人口の規模に関わりなく、各州から 2 名ずつ選出される。なお、1913 年に憲法修正第 17 条が批准されるまで、上院議員は、州議会による間接選挙で選出されていた。

## 3 会派

会派については、上・下院規則で規定されていないが、院内政党組織が議会内で一定の役割を果たしている。院内政党組織としては、上・下院に各党の議員総会のほか、政策委員会等があるが、院内の政党組織は、政党の全国委員会や大統領からも独立した存在として活動している。政党規律は弱く、各議員は高度の自立性を有するため、各議員が所属政党の垣根を越えて投票を行う交差投票 (cross voting) が常態化している。

## 4 議会の主な権限

## (1) 政府の存立に関する権限

議会と大統領は別々の方式による選挙で選ばれる。議会は、弾劾訴追および弾劾裁判による大統領の罷免を除き、政府の存立に影響を及ぼさない。

下院は、公務員を叛逆罪、収賄罪、またはその他の重罪および軽罪について、弾劾、訴追する権限を有し、大統領もその対象となる。下院において弾劾訴追されると、上院議員が裁判官となる弾劾裁判において審判を受けなければならず、出席議員の 3 分の 2 の同意で有罪とされる。有罪の判決を受けた者は、その職を免ぜられる。これまで弾劾裁判にかけられた大統領は、第 17 代大統領のアンドリュー・ジョンソン、第 42 代大統領ビル・クリントンの 2 名のみであり、いずれも無罪判決が下された。なお、第 37 代大統領のリチャード・ニクソンは、弾劾される前に大統領の職を辞した。

## (2) 立法権

議会は、立法権を有するが、それは憲法に列挙された事項に限られ、連邦政府に委任せず各州に禁じていない権限については、各州または人民に留保している。ただし、連邦議会は、連邦政府に附与された権限を実施するために必要かつ適切なすべての法律を制定する権限を有するとされ、また最高裁判所も、行政国家化の進展と相俟って、連邦議会の権限を拡大解釈してきたことから、連邦議会の立法権の範囲は拡大してきたと言われる。

法案の提出権は、議員に専属するが、大統領は、法案審議の勧告、また法案拒否権という形で立法過程に関与する。大統領の拒否を覆すには、両議院での出席議員の3分の2以上の多数による再議決が必要である。

### (3) 予算統制権

予算は、法案の形式をとり、議会で立法される。歳出予算は、歳出予算法という法律の形式をとり、歳入に関しては個別の税法等で定められる。大統領は、「予算教書」という形で議会に対して予算勧告を行うことができる。大統領が議会に提出する予算案は、議会が作成する予算法案の参考資料に過ぎないが、議会の予算法案を方向づけ、またはその下敷きとなる重要なものであると言われる。

### (4) 条約の承認権

上院は、大統領が条約を締結する際に、助言と承認を付与する権限を有する。この場合には上院の出席議員の3分の2の賛成を要する。

### (5) その他の権限

#### (i) 人事承認権

上院は、上級公務員の人事承認権を有する。大統領が指名する閣僚、大使、連邦裁判所裁判官、軍人等の公務員のポストは、上院による承認を要する。1議会期（後述、2年）に、文官約4,000名、軍人約65,000名の候補者の人事承認案が上院に提出される。

#### (ii) 戦争の宣言

議会は、戦争を宣言し、敵国船の拿捕免許状を付与し、陸上および海上における拿捕に関する規則を設ける権限を有する。戦争の宣言は、両院共同決議の形式をとる。

## 5 会期制度

### (1) 議会期 (Congress)

議会は、下院議員の任期にあたる2年をもって1議会期としており、各議会期は、西暦奇数年の第1会期（下院議員選挙の翌年）とその翌年の第2会期とに分かれる。新しい議会期は、原則として西暦奇数年の1月3日正午に始まる。特別な招集行為は行われず、毎年1回、憲法の規定に従って当然に開会する。

### (2) 会期 (session)

第1会期は、西暦奇数年の1月、第2会期は、西暦偶数年の1月に開会する。閉会時期について、1970年立法府改革法は、連邦議会は別に定めない限り通常毎年7月31日以前に閉会 (adjournment sine die) すると定めているが、実際には、両院一致決議により11月または12月に閉会するのが通例となっている。

また、大統領は、非常の場合には、両院またはいずれかの一院を招集することができる。



### (3) 休会 (adjournment)

会期中、各院は、祝日、休日その他の短期間、休会することができる。ただし、各院は、他院の承認なしに3日を超えて休会することはできない。

### (4) 会期と議案の関係

我が国のように、会期不継続の原則は存在しない。各院の規則などにより、会期を越えて議案を審議することができる(会期継続の原則)。ただし、2年間の議会会期を越えると議案は廃案となる。

## 6 議院運営機関

上下各院に、議長、多数党院内総務、少数党院内総務、多数党院内幹事、少数党院内幹事が各1名ずつ置かれている。

### (1) 下院

#### (i) 議長 (Speaker)

議長は、多数党の議員総会 (party caucus) において指名された後、議会期の初めに、すべての下院議員の多数決により選出される。憲法上、議長は下院議員である必要はないが、これまで常に下院議員が選出されてきた。議長は、下院の最高位のポストであり、院内の秩序維持、議事日程の決定、法案の委員会付託において強い権限を有する。議長の任期は2年間であるが、いったん議長に選出された者は、多数党が交代しない限り、死亡または引退まで再任されるのが慣例となっている。

なお、議長は、下院の代表であると同時に、下院における多数党の指導者として議事運営を行い、党籍を離脱しない。ただし、議長が議事進行を離れて討論に加わることは稀であり、決裁権の行使も、可否同数のときにのみ行うのが通例である。議長に事故のあるときは、その都度、議長代行を選出する。

#### (ii) 多数党院内総務 (Majority Leader) ・ 少数党院内総務 (Minority Leader)

多数党および少数党の院内総務は、下院選挙後に各党の議員総会で選出される。多数党院内総務は、議長に次ぐ下院第2位のポストであり、議事の進行等、議院運営に強い影響力を有する。少数党院内総務は、下院における少数党の代表であり、多数党の発議に対して、対案を作成したり、党の立場を表明するスポークス・パーソンの役割を果たしたりする。

#### (iii) 多数党院内幹事 (Majority Whip) ・ 少数党院内幹事 (Minority Whip)

多数党および少数党の院内幹事は、下院選挙後に各党の議員総会で選出される。院内幹事は、議長、院内総務に次ぐポストである。

院内幹事の主な役割は、下院における党規律の遵守促進であり、特定の法案に対する表決に際して、党の方針に従うように議員を説得し、その表決態度を確認する。また、院内幹事連絡 (Whip notices) によって、各党の議員に対し審議予定の法案に関する情報提供等を行う。

なお、院内幹事の下には、副幹事、幹事補などの議員が置かれ、その数は数十名にも及ぶことがある。

(iv) 議院規則委員会 (Committee on Rules)

議院規則委員会は、議院規則や組織の再編成に関する問題等を所管する常任委員会である。委員は、議長および少数党院内総務によって選任される。議院規則委員会は、議長および多数党院内総務とともに、議事日程の管理、法案審議の手続きを定める議事進行に関する特別規則 (special rule、以下、特別規則) の作成等を行う。法案審議に強い影響力を有することから、しばしば、本会議の「門番 (gatekeeper)」や「交通整理の警察官 (traffic cop)」に例えられる。

(v) 議院管理委員会 (Committee on House Administration)

議院管理委員会は、常任委員会の1つであり、下院の各委員会および各議員の支出の承認、下院職員および議会図書館の運営の監督、議会スタッフの雇用、議員会館や委員会の部屋の割当て等、下院の運営・管理を行う。

## (2) 上院

(i) 議長 (President)

上院議長は、憲法の規定により、副大統領が務める。しかし、上院議長は、上院議員の資格がないため、討論、表決には加わらず、ほとんど議場に姿を現さない。儀礼的な会議の場合に限り議事を主宰し、また可否同数の際に決裁権を行使するのみである。そのため、副大統領の不在時に議長役を務める議長代行 (president pro-tempore) が置かれている。議長代行には、慣例として多数党の当選回数最多の議員が選ばれ、名誉職のようなポストとなっている。実際には、議長代行により任命された議長代行代理または議長代行代理により任命された議長代行臨時代理が議事主宰者 (presiding officer) となる場合が多い。

(ii) 多数党院内総務・少数党院内総務

多数党院内総務および少数党院内総務は、議会期ごとに各党の議員総会で選出される。職務は下院の場合とほぼ同じであるが、上院では、議長 (副大統領) や議長代行が実質的には議事進行を行っていないため、多数党院内総務が、議事の進行や議会の日常業務において最も強い影響力を有している。

(iii) 多数党院内幹事・少数党院内幹事

多数党院内幹事および少数党院内幹事は、議会期ごとに各党の議員総会で選出される。職務内容については下院とほぼ同じである。

(iv) 議院規則・議院管理委員会 (Committee on Rules and Administration)

議院規則・議院管理委員会は、各委員会の予算に関わる事務、事務室の割当て、その他庶務事項等、上院の運営・管理を行う。

## 7 本会議

### (1) 定足数

本会議の定足数は、上下両院とも、総議員の過半数である。実際には、定足数が満たされていなくても、議員から異議が提起されない限り、定足数は満たされているものとみなされる。上院では、定足数点呼は、しばしば議会戦術として用いられ、例えば、点呼の間に両党院内総務や関係議員の間で議案をめぐる非公式な協議や議事手続上の調整等が行われたりする。また、発言する予定の議員が議場に到着するまでの時間稼ぎとして定足数点呼が用いられる場合もあ

る。

## (2) 表決方法

### (i) 下院

#### (a) 発声表決

最も簡便な表決方法であり、多数党と少数党の間で意見の分かれる重要法案の場合にも、まず発声表決が行われる。賛成、反対それぞれの議員が「賛成 (Yea)」、「反対 (Nay)」と唱和し、その声の大きさにより議事主宰者（議長または全院委員長）が、いずれが多数であるかを決定する。疑義が生じた場合には、起立表決が行われる。個々の議員の賛否は記録に残らない。

#### (b) 起立表決

起立表決は、発声表決の後に要求があれば行われる。賛成、反対の順に議員が起立し、議長が起立者数を数える。総数のみが発表され、個々の議員の賛否は記録に残らない。なお、起立表決は稀にしか行われない。

#### (c) 記録投票

定足数（218名）の5分の1（44名）以上の要求で行われる。記録投票は、各議員の賛否が記録に残る投票であり、電子投票装置が使用される。記録投票の結果は、会議録に掲載される。

#### (d) 点呼表決

点呼表決は、憲法で定められている表決方法であり、かつては下院議員の賛否が記録される唯一の表決方法であった。出席議員の5分の1以上の要求または議事手続上の異議（Point of Order）が提起されると、点呼表決が行われる。点呼表決では、アルファベット順に議員の名前が読み上げられ、名前を呼ばれたら、議員は「賛成 (Yea)」または「反対 (Nay)」で応答する。点呼表決は、1973年に電子投票装置が導入されて以降は、装置に不都合が生じた場合などに限り、時折、行われている。

### (ii) 上院

上院における表決の方法には、①発声表決、②起立表決、③点呼表決の3種類がある。

上院では、発声表決と点呼表決が一般的によく行われている。下院と同様に、発声表決および起立表決では、個々の議員の賛否が記録されない。なお、上院でも、起立表決はほとんど行われない。点呼表決は、出席議員の5分の1以上の要求により行われるが、下院とは異なり電子投票装置は使われない。

## 8 委員会制度

### (1) 常任委員会 (standing committees)

常任委員会は、立法過程の中心に位置する常設の委員会であり、上下両院で概ね並列に政策分野ごとに設置されている。

委員会の構成人数は、委員会により異なる。各院での多数党が各院それぞれの委員会においても多数を占め、委員長は多数党から選出される。委員長は、委員会の招集、議題の設定、委員会スタッフの任免、公聴会の設置、委員会の資金および部屋の割当て等の権限を有し、委員会運営の全般を取り仕切る。

委員長に次いで少数党筆頭委員 (ranking minority members) も、委員会の運営に影響力を

有する役職である。少数党筆頭委員は、少数党の委員の指名、少数党の委員会スタッフの任免、議題の設定、議事運営を行う権限を有し、党の意見を委員会審査に反映させる役割を有する。

委員会の人数と政党配分は、下院では多数党が主導権をもって決めるが、上院では少数党が多数党に対してフィリバスター（長時間演説による議事妨害等）のような有力な抵抗手段を有することから、通常、多数党と少数党の交渉によって決められている。

委員会の下にいくつかの小委員会が設置され、法案審査と行政監視の活動の多くは小委員会で行われる。下院では、まず小委員会で法案の公聴会と逐条審査（マークアップ）が行われ、その後、委員会に法案が付託されることが日常的である。上院の逐条審査は、小委員会でも委員会で行われる場合が多い。各委員会は、運営手続についてそれぞれに委員会規則を定める。

## (2) 特別委員会 (select or special committees)

特別委員会は、特定の政策課題に関する調査のための非常設の委員会であり、必要に応じて各院の決議により設置される。特別委員会は、通常、法案の審査を行わず、調査・研究および勧告を行うに止まる。ただし、上下両院に設置されている情報特別委員会 (Select Committee on Intelligence) は、「特別」(select) という言葉が委員会名に付されているが、他の常任委員会と同じように法案審査も行うことができる常設の委員会である。

## (3) 両院合同委員会 (joint committees)

両院合同委員会は、両院共同決議や法律に基づいて設置される常設の委員会である。特定の課題に関する調査・研究、行政監視等をその目的とする。委員の構成は、各院における政党の議席数を反映し、上下両院から同数の議員によって構成される。委員長は、上院または下院から1名選ばれ、副委員長は、委員長と異なる院から選出される。

## (4) 全院委員会 (下院のみ)

法案審議を柔軟に行うために開かれる会議体であり、下院議員全員で構成される。「委員会」と称するが、通常の意味での委員会ではなく、別の名で開かれる本会議とも言える。定足数や議事進行係、法案修正の割当て時間等が本会議と異なる（詳細については、9 立法過程で後述）。

# 9 立法過程

## (1) 法案の種類

法案の形式には、①法案 (bills)、②両院共同決議案 (joint resolutions)、の2種類がある。ほとんどの法案は、法案 (bills) の形式であり、両院共同決議案は、法案 (bills) と比べてより限定された事項を扱う傾向がある。いずれの形式の法案も両院の議決後、大統領の署名をもって法律 (law) となる。

また法案は、その適用対象により、公法案 (public bills) と私法案 (private bills) に区分することができる。公法案は、一般的な問題に関する法案であり、私法案は、政府に対する損害賠償、移民や帰化の請求等、特定の個人や団体に関する法案である。

## (2) 法案の提出

法案の提出は、議員にのみ帰属する権利であり、議員1人でも提出することができる。

大統領に法案を提出する権利はないが、憲法上、大統領は、年頭の一般教書等により必要と思われる政策を示し、議会に立法を勧告することができる。また、行政省庁や利益団体も自らの政策に関心のある議員に法案の提出を依頼する例が少なくない。

## (3) 三読会制

各院の規則は、伝統的な議事手続の名残で、各院を通過する前に法案を3回読み上げなければならないとして三読会制を採用しているが、実際には形式化している。

下院規則は、法案が下院に提出され、会議録（Congressional Record）に法案の番号と題名が掲載された際（委員会に法案が付託される前）に1回目の読み上げを行うと定める。その後、法案が委員会審査を終えて、本会議へ上程され、全院委員会にて討論が始まった際に、2回目の読み上げが行われる。3回目の読み上げは、本会議での最終表決の前に行われると定められている。

上院規則は、委員会に付託される前の異なる立法日に、法案を2回読み上げ、討論と修正の審議が終了した後に、最後の読み上げを行うと定める。こうした三読会制は、形式的な傾向が強くなっており、下院の第1読会、上院の第1読会と第2読会は省略される場合が多い。

## (4) 委員会審査

### (i) 法案の委員会付託

提出された法案は、各院の議事規則・先例専門員（parliamentarian）の補佐を得て、下院では議長、上院では議事主宰者によって所管の常任委員会に付託される。提出法案が複数の委員会の所管にまたがる場合、法案を複数の委員会に付託する複数付託（multiple referral）が行われる。

### (ii) 委員会審査

付託された法案は、所管する委員会やその下に置かれた小委員会において専門的見地から審査される。小委員会の規則、手続、スタッフの配置、活動形態、親委員会および他の小委員会との関係は、各委員会で異なる。

委員会審査は、通常、公聴会、逐条審査（マークアップ）、審査報告の三段階を経る。公聴会では、関係議員、連邦政府職員、利益団体、学識者等、様々な証人から意見聴取を行う。通常、証人が予め用意された宣誓書を読み、委員が限られた時間の中で証人に質問をする形式をとる。

公聴会の後、法案は公開の逐条審査にかけられる。逐条審査が終わると、本会議への報告に関する表決が行われ、委員会スタッフは委員会の指示に基づき、法案の目的、委員会における審査経過、現行法との違い（改正点）、助言を受けた関係官庁の見解等を盛り込んだ委員会審査報告書を作成する。

## (5) 本会議審議

### (i) 下院本会議

#### (a) 議案目録（カレンダー）への記載

委員会から提出された法案は、まずは、その内容によって、各種の議案目録に記載され、本

会議への上程を待つことになる。議案目録には、①歳入・歳出に関わる法案を記載するユニオン・カレンダー（Union Calendar）、②金銭に関係のない重要法案を記載するハウス・カレンダー（House Calendar）、③個人や中小団体の問題を取り扱う私法案を記載するプライベート・カレンダー（Private Calendar）がある。その他、非重要議案を記載するコンセント・カレンダー（Consent Calendar）や特別な手続き（委員会審査免除動議で過半数の署名を集める）を経て委員会から送付された法案を記載するディスチャージ・カレンダー（Discharge Calendar）がある。なお、法案は、どのカレンダーに掲載されても、本会議に上程される保証はなく、議長が少数党院内総務および議院規則委員会委員長等と相談して、法案の上程時期等を決める。

(b) 特別規則の採択

誰からも同意を得ることのできるような法案の場合、全会一致合意（Unanimous consent）によって、討論や修正がほとんど行われず表決に付される。たとえ、全会一致で合意を得ることができない法案であっても、多数の議員から同意を得ることができる場合には、3分の2以上の賛成により、規則の適用停止（suspension of the rules）がしばしば行われる。この場合、討論時間が40分に制限され、議場からの修正案の提出は認められなくなる。

重要法案を審議する場合には、通常、特別規則を定めて審議に入る。特別規則とは、討論の制限時間、法案修正の条件等、法案審議の手続きを定めたものである。特別規則は、通常、法案を所管する委員会の委員長から議院規則委員会委員長に書面の形式で要請された後、議院規則委員会により決議案の形式で本会議に上程される。

(c) 全院委員会（Committee of the Whole）

法案が下院本会議に上程されると、審議を柔軟に行うため、本会議は全院委員会に移行する。全院委員会は、本会議とは主に以下の点で異なる。①定足数が100名である（本会議は218名）、②25名以上で記録投票を要求することができる（本会議は出席人数の5分の1、最低でも44名以上）、③議長の指名による全院委員長が議事進行を行う（本会議は議長）、④法案の修正は、賛否それぞれの発言者に5分間ずつ時間が割り当てられる（本会議は、法案の修正に関する発言全体に1時間割り当てられる）。歳入や財政に関する法案は、下院規則により、まず全院委員会で審議されることになっている。

(d) 一般討論と法案の修正

一般討論は、ほとんどの場合、各委員が既に用意された原稿を読み上げる形式をとる。特別規則は、法案の討論時間全体を通常、1、2時間程度に定めている。通常、法案審査を行った委員会の委員長または小委員長と少数党筆頭委員が、多数党と少数党の議事進行係（floor manager）として指名され、討論の時間を管理する。

一般討論を経て、法案は修正の段階（第2読会）に入る。法案の修正では、法案は条項ごとに読み上げられ、原則として、条項ごとに修正案が出される。法案の修正は、修正案の説明に5分間、その修正案に反対する発言に5分間が割り当てられ、議論が行われる（5分間規則）。ただし、慣例的には、討論は5分間で収まらず、10分間以上討論が行われることが多い。

すべての修正が終わると、法案は表決に付される。全院委員会では、発声表決も起立表決も行われているが、25名以上の賛成で、記録投票を要求することもできる。表決が終わると、全院委員会は本会議に復帰する。

(e) 本会議での最終表決

本会議では、3回目の読み上げが行われた後、議員は差戻動議（recommittal motion）を提出

することができる。差戻動議とは、法案を委員会に差し戻すことの是非を問うものである。少数党にとって、事実上、法案の修正・廃案のための最後の機会となるが、ほとんど成功することはない。差戻動議が否決されると、通常、記録投票によって最終表決が行われる。

## (ii) 上院本会議

### (a) 議事目録

上院では、議事日程は比較的簡潔であり、議事目録は2種類しかない。全ての公法案・私法案が記載されるカレンダー・オブ・ビジネス (Calendar of Business) と、条約と任命人事に関するエグゼクティブ・カレンダー (Executive Calendar) である。後者は、行政案件を扱う目録なので、議案を扱う目録は事実上1種類だけである。

### (b) 全会一致合意取決め (Unanimous Consent Agreements)

上院では、少数派の意見を尊重する審議が行われ、下院と比較して各議員の独立性が高い。例えば、上院ではフィリバスターと言われる議事妨害戦術がとられることがある。フィリバスターで最も多用されるのは、審議引き延ばしを意図した長時間演説であるが、それは上院規則が各議員に無制限の発言権を認めていることによる。フィリバスターが行われた場合、それを止めさせるためには、議員60名以上の署名による討論終局の動議 (cloture motion) を可決する必要がある。フィリバスターには、長時間演説の他に定足数確認の点呼等がある。

こうした議事妨害戦術をなるべく回避し、法案審議を効率的に行うために、実際の審議手続の多くは、公式の上院規則に基づかず、個別の法案ごとに採択する「全会一致合意取決め」に基づいて行われる。全会一致合意取決めとは、法案ごとに合意される取決めで、法案の上程時期、討論の制限時間、法案修正の条件等が定められている。全会一致合意取決めは、1人の上院議員の反対でも成立しないことから、多数党院内総務は、少数党院内総務、所管の委員長および関係議員と丁寧な協議・調整を行い、全会一致合意取決めの動議を提出する。

### (c) 上院における法案の修正と最終表決の特徴

上院における法案の修正では、下院と異なり、全院委員会への移行は行われず、討論時間を制限する5分間規則も適用されない。下院では法案の修正が条項ごとに行われるが、上院では、全会一致合意取決めで特に規定されていない限り、どの順番からでも修正案を提出することができる。また、自らが提出した修正案を再修正したり、撤回したりすることもできる。

上院では、議論を望む上院議員が1人でもいれば、最終表決は行われぬ。ただし、全会一致合意取決めで最終表決の時間が規定されている場合にはその限りではない。また、60名以上の署名による討論終局の動議が採択されると、それ以上修正案を提出することができなくなる。法案の修正が終われば、議事進行係が、第3読会 (法案名だけを読み上げる) を行い、表決に付される。

## (6) 両院関係

### (i) 両院間の権限関係

憲法上、歳入を徴収するための法案は下院先議とされ、慣例により歳出予算法案も下院先議とされているが、法案審議において、両院は対等である。したがって、法案は、同一の法文で両院を通過しない限り、署名を求めて大統領に送付することができない。

両院間の非公式協議による調整が不調に終わり、後議の院が、先議の院の採択した法案の法文に同意しない場合には、法文が一致するまで、法案を修正しながら両院間を往復させること

ができる。このほかに、両院協議会を開催して、両院間の意思を調整することもできる。

(ii) 両院協議会

重要法案の多くは、通常、両院協議会を経て成立する。

両院協議会の協議委員の選出については、下院議長と上院の議事主宰者が協議委員を選出することになっているが、事前に関係委員会の委員長や少数党の筆頭議員によって作成された委員リストから選ばれている。協議委員の定数はなく、法案ごとに異なるが、複数付託法案の場合は、委員数が多くなる傾向がある。協議会の成案の議決は各院で別々に行うことになっており、成案の成立には、それぞれの院から選出された協議委員の過半数の同意が必要とされる（ユニット制）。したがって、上院と下院の委員数は、同数である必要はない。

各院の両院協議会委員の過半数の同意により、協議が終了すると、両院協議会のスタッフが両院協議会報告書を作成する。報告書には、法案の修正点や両院協議会における各院の意見等が掲載される。両院協議会報告書は、各院それぞれの協議委員の過半数によって署名された後、各院に送付される。各院は、両院協議会報告書の全体について、承認するか、拒否するか、または両院協議会に再付託するかを選択しなければならず、報告書を修正することはできない。

(7) 大統領の署名

各院で可決された法案は、大統領の署名を得るため大統領府へ送られる。大統領は、当該法案が法律となるのを望まない場合には、署名を拒否することができる。大統領の拒否を覆すには、各院での出席議員の3分の2以上の多数による再議決が必要である。

大統領が法案を受け取ってから10日以内に拒否権を行使せず、また署名もしない場合、法案は自動的に成立する。しかし、この10日間の経過前に議会が閉会すると、法律は成立せず、結果として法案を葬り去ることができる（pocket veto）。



## II イギリス

### 1 政治体制

#### (1) 立憲君主制

立憲君主制をとる。国王は、形式的には、議会の召集・解散、法案の裁可、条約の締結、戦争の宣言、講和の締結、軍の統率、主要文官・武官の任命等の権限を有するが、実際には、首相や大臣などの助言に基づき、これらの国王大権（Royal Prerogative）を行使する。

国王は、イギリス本国のほか、英連邦加盟国のうち 15 か国の元首でもある。各国に国王の代理として総督が任命されている。

#### (2) 議院内閣制

首相は、下院総選挙によって多数を獲得した党の党首を、国王が任命する例となっている。我が国と違い、議会在が首相を指名することはないが、下院には政府不信任案を提出する権限があり、政府は連帯して議会在に責任を負っている。下院が政府不信任案を議決した場合には、政府は総辞職するか、下院を解散することができる。

また、イギリスの議院内閣制の特徴として、政府と与党の一体性が挙げられる。政府構成員の多くは下院与党議員であり、政府構成員がそのまま与党指導者となる。

政府構成員は首相をはじめとして、大臣、副大臣、政務官等、総勢 100 名を超える。これらの者は、すべて議員でなければならない。また、大臣も自分の所属する議会在でしか発言が許されないため、例えばある省の大臣が下院議員である場合には、上院での答弁や説明は、その省の副大臣等に任命されている上院議員が行うことになる。

### 2 議会的構成

議会在は、国王、下院（House of Commons）、上院（House of Lords）の 3 者から構成される。国王の権限は形式的である。

#### (1) 定数・任期

##### (i) 下院

定数 646 名（次回総選挙から 650 名になる）。任期は 5 年で、解散がある。通常は、任期満了を待たずに解散が行われる。

解散権は国王が有するが、実際には首相の助言により国王が行う。

##### (ii) 上院

定数はない。基本的に終身議員である。ただし、聖職貴族および世襲貴族のうち官職指定による上院議員は、当該職にある間を任期とする。

#### (2) 選挙制度

##### (i) 下院

小選挙区制をとる。選挙権・被選挙権ともに 18 歳以上のイギリス国民、イギリスに居住する英連邦諸国民およびアイルランド共和国国民が有する。

(ii) 上院

上院は「貴族院」であり、①聖職貴族 (Archbishops and Bishops : 大主教および主教)、②法曹貴族 (Law Lords)、③一代貴族 (Life Peers)、④世襲貴族 (Hereditary Peers) から構成されている。1999年貴族院法は、暫定的に残された92名を除き、世襲貴族の上院における議席を廃止した。2010年2月現在、①聖職貴族26名、②法曹貴族23名、③一代貴族593名、④世襲貴族92名である。

一代貴族とは、首相の助言に基づき、国王が任命した一代限りの貴族である。任命方法には、①主要政党からの候補者リストをもとに、首相が推薦し国王が任命する方法、②上院議員指名委員会が指名した者を、首相が推薦し国王が任命する方法、③その他に、新年記念の任命、国王誕生日を記念した任命などの方法がある。①、③についても、首相は上院議員指名委員会から、候補者の適格性に関する意見を受けることになっており、その後首相の推薦に基づき国王が任命する。上院議員指名委員会は、2000年5月に新設され、独立性を有する首相の公的諮問機関としての役割を果たしている。

なお、上院は最高裁判所でもあった(後述)。法曹貴族のうち、12名までは、法律に基づき任命された有給の常任上訴貴族 (Lords of Appeal in Ordinary) が占めることとされていた。この最高裁判所としての機能は、2009年10月に新設の最高裁判所へ移された。常任上訴貴族は初代裁判官となり、上院における出席、投票はできなくなるが、最高裁判所から引退すると上院に復帰できる。しかし、常任上訴貴族以外の最高裁判所裁判官は、上院議員となるには一代貴族とならなければならない。

### 3 会派

議事規則等に会派に関する規定は正面からはないが、議会内政党 (Parliamentary Party) が、議会運営で重要な役割を果たしている。議会内の政党組織として、議会労働党 (Parliamentary Labour Party) や、保守党の1922年委員会 (1922 Committee) などがある。議会労働党は、すべての労働党議員から構成される。1922年委員会は、保守党が与党の時は、政府役職に就いている議員を除く全議員、野党時には党首を除く全議員から構成される。

### 4 議会の主な権限

#### (1) 政府の存立に関する権限

国王は、総選挙によって多数を獲得した党の党首を、首相に任命するのを例とする。

下院に政府不信任決議権がある。一方、政府は実質的に下院の解散権を有する。

#### (2) 立法権

議会に立法権がある。両院で可決された法案は、国王の裁可により法律となるが、1707年を最後に国王の裁可の拒否は行われていない。

また、イギリスにおいては、単一の成文憲法典が存在せず、17世紀の市民革命を経て成立した議会主権 (Parliamentary Sovereignty) の原則に基づき立法権の優位が確立されている。議会主権の一つの表れとして、裁判所は、議会の制定する法律に対して司法審査を行うことが

できない。ただし、1998年人権法の成立が、こうした立法と司法との関係に影響を及ぼす可能性があることも指摘されている。同法により、イギリスの裁判所は、法律がヨーロッパ人権条約上の権利に合致していない場合には、不適合の宣言（Declaration of incompatibility）ができることとなった。この宣言に法律を失効させるなどの実効性はないが、議会等に対して実質的な影響力を及ぼすことはあり得るのではないかと考えられている。

### (3) 予算統制権

我が国の一般会計に相当するとされる統合国庫資金には、議定費と既定費がある。議定費は、単年度の歳出予算法に基づいて支出され、既定費は、王室費やEU分担金の拠出等、法律に基づき恒久的に付与される。予算審議の対象となるのは、議定費のみである。また、歳入に関しては、税に関する財政法の審議などが行われる。

### (4) 条約承認権

条約の締結に際して、正式な議会手続は存在しない。しかし、歳入に影響を及ぼす条約、議会による承認を規定している条約、批准を必要とする条約等一定の場合には、議会が条約審議を行うこともある。

### (5) その他の権限

上院はこれまで、イングランド、ウェールズ、北アイルランドおよびスコットランドの民事裁判における最高裁判所であって、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドの刑事裁判における最高裁判所であった。

しかし、憲法改革法が2005年に成立したことにより、2009年10月に最高裁判所が設立され、上院の司法機能は移管された。

## 5 会期制度

### (1) 議会期 (Parliament)

議会期とは、議会の存続期間である。議会期は、下院議員の任期と同じく最長5年であり、数会期に分けられる。通常は、5年以内に解散、総選挙となる。

### (2) 会期 (session)

通常は、10月下旬から11月下旬頃までに召集され、翌年の同時期まで続き、解散される場合を除いて、閉会により終了する。実態は通年会期に近い。解散、総選挙が春または夏に行われた場合には、最初の会期は翌年の11月頃まで続く長いものとなる。

### (3) 休会

会期中、夏期休会があるのをはじめ、クリスマス、復活祭、聖霊降臨祭等の前後も休会となる例である。

#### (4) 議案と会期の関係

議案は、原則として会期の終了とともに廃案となる。ただし、会期末までに審議手続を終えていない議案について、大臣は、その第2読会終了後、次の会期での審議再開に関する継続動議（carry-over motion）を提出することができる。この動議は、以前継続されたことのある議案については提出できない。

## 6 議院運営機関

### (1) 下院

#### (i) 議長・副議長

議長は、総選挙後の最初の会期の初めに、議員の中から選挙され、解散まで在職する。議長は党籍を離脱し、厳正中立であることが求められる。その代わりとして、いったん選出されると、自ら辞職しない限り、総選挙において主要政党の対立候補が立てられずに再選され、議長にも再選される慣行がある。議長は強い秩序維持権、議事整理権を有するが、議事日程の決定等については、与野党院内幹事長間の非公式協議に専ら委ねられている。

歳入委員長1名、歳入委員長代理2名の計3名が副議長を務める。歳入委員長は全院委員会（全議員を委員とする委員会）において議事を主宰する。

#### (ii) 院内総務（Leader of the House）・院内幹事（Whip）

与党の院内総務は、閣僚の1人であり、下院議員の中から首相によって任命される。院内総務は、議会での政府の政策実現について責任を有する一方、議院全体の権利と特権を守り、議院の運営について指導的な役割を果たす。議院の運営については、院内幹事とともに法案審議に係る日程等の調整に当たり、毎週の日程を発表する。

院内幹事は、各党ごとに1名以上任命される。その主な任務は、党の規律の維持、幹部議員（frontbencher）と平議員（backbencher）の意思疎通の確保、審議日程等について他党の院内幹事と交渉することなどである。また、院内幹事は登院命令書（Whip）を自党の議員に送付し、党の方針に従って表決等に参加することを求める。

特に、院内幹事のトップである院内幹事長（Chief Whip）が果たす役割は大きい。各法案が委員会で審議される時間や委員長ポストの配分など、審議に関する様々な点について、与野党院内幹事長間で協議を行う。この非公式協議を通常の経路（Usual Channels）と呼ぶ。なお、与党の院内幹事長は、閣僚であることが多い。

#### (iii) 下院委員会（House of Commons Commission）

下院の管理および運営に関する最高の意思決定機関は下院委員会であり、下院議長をその長とし、与党の院内総務、野党第一党党首が指名する1名の議員（実際には影の院内総務）、および3名の平議員（労働、保守、自由民主の主要3党から1名ずつ）から構成される。委員会は、下院事務局常勤スタッフの雇用主となり、下院の業務上のすべての支出について責任を負う。

### (2) 上院

#### (i) 議長・副議長

従来は、大法官が議長を務めてきたが、2005年に成立した憲法改革法を経て、大法官による上院議長兼務が廃止されることとなった。2006年、初めての上院議長選挙が行われた。

上院議長は上院議員によって選出され、5年を任期とし、最大2任期を務めることができる。上院議長は、その就任に当たっては、院での投票も含めて党派的行動は慎むよう期待される。また、20名から25名の副議長が置かれる。

(ii) 院内総務・院内幹事

与党の上院院内総務も、閣僚の1人であり、上院議員の中から首相によって任命される。議院において政府の立場を代表し、野党との折衝にあたる一方、議院全体の権利と特権を守り、議院の運営を指導するという二重の役割を有する点でも下院院内総務と同様である。

上院にも下院と同様、各党の院内幹事および院内幹事長がおり、登院命令書が院内幹事によって自党議員に送付され、議事日程が院内幹事長同士の協議（通常の経路）で決定されることも同様であるが、下院と異なり、政党の拘束力が強くないため、議員の投票行動に及ぼす院内幹事の影響力は下院よりも小さい。

(iii) 上院委員会（House Committee）

上院の管理および運営に関する最高の意思決定機関は、上院委員会であり、上院議長をその長とし、与党の院内総務、野党の院内総務、無所属議員の代表（Convenor of the Crossbench Peers）等から構成される。

## 7 本会議

### (1) 定足数

(i) 下院

定足数はない。ただし、分列（division）表決が行われる場合には、定足数は40名である。

(ii) 上院

定足数は3名である。ただし、分列表決が行われる場合には、定足数は30名である。

### (2) 表決方法

(i) 下院

(a) 発声表決

議長呼びかけに対し、賛成の者は「Aye」、反対の者は「No」と答え、議長は、その声量の大きいほうに従って可決または否決を判断し、宣告する。

(b) 分列表決

この議長の宣告に対して異議が申し立てられたときは、分列表決が行われる。議員は、その賛否に応じて2つの列に分かれ、それぞれ別のドアから議場の外に出る。議場の左右には、賛成者用と反対者用の2つの廊下がある。議員はこの廊下から、再度別々のドアを通過して議場に入っていくことになるが、その際に議長から指名された計算係（tellers）がその数を数える。

(c) 起立表決

また、議長は、分列表決の必要がないと判断した場合には、これを省略し、賛成の議員と反対の議員をその場で起立させる方法をとることもある。多数派が明らかになればそのまま結果を宣告し、そうでなければ続いて分列表決を行うことになるが、この方法がとられることはほとんどない。

(ii) 上院

議長呼びかけに対し、賛成の者は「Content」、反対の者は「Not Content」と答え、議長は、その声量の大きいほうに従って可決または否決を判断し、宣告する。

この議長の宣告に対して異議が申し立てられたときは、分列表決が行われる。分列表決の方法は、下院とほぼ同じである。また、起立による表決は上院では行われない。

## 8 委員会制度

### (1) 下院

(i) 一般委員会 (general committees)

公法案委員会、第2読会委員会、委任立法委員会などが含まれる。

公法案委員会 (public bill committees) は、第2読会後に法案の逐条審査を行う委員会である (後述)。2006年に、常任委員会 (standing committees) から名称を変更した。法案の付託ごとに設置され、本会議への報告終了後に解散するという仕組みと、「常任」という名称との不一致が指摘されていたためである。また、公法案委員会には、常任委員会には認められていなかった、関係書類の提出要求や証人喚問を行う権限が認められた。第2読会委員会は、法案の第2読会を場合により代替する。委任立法委員会は、我が国の政省令に相当する委任立法を審査する。

(ii) 特別委員会 (select committees)

特別委員会は調査を行う委員会とされ、政府の行動の監視、省庁の決定の検討、議院に提出する前の法案の草案 (draft bills) の立法前審査等を行う。また、これらの目的のために、証人喚問等を行うことができ、大臣のみならず、公務員に答弁させることもできる。

特別委員会には、省庁別特別委員会 (departmental select committees)、分野横断的特別委員会 (cross-cutting committees)、臨時委員会 (ad hoc committees) などがある。また、下院の内部事項を扱う委員会もある。

省庁別特別委員会では、所管する省庁について、その支出や政策、関連団体等について調査を行う。一方、分野横断的特別委員会は、複数の省庁が関わる問題や活動について取り扱い、ヨーロッパ問題監視委員会 (European Scrutiny Committee)、決算委員会 (Public Accounts Committee) などがある。ヨーロッパ問題監視委員会の主な機能は、EU関連の各種文書を検討し、より重要なものについて、他の委員会等に送付することなどである。下院の内部事項を扱う委員会には、議事手続委員会 (Procedure Committee)、下院現代化特別委員会 (Select Committee on the Modernisation of the House of Commons)、倫理基準・特権委員会 (Committee on Standards and Privileges) などがある。

(iii) 全院委員会 (Committee of the Whole House)

本会議よりも柔軟な手続きによって法案審査を行うために設置される委員会で、院の議員全員が構成員となる。委員長は、歳入委員長が務める。法案に議論の余地がなく修正されない場合、法案の可決を急ぐ場合、その法案が憲法上重要な問題を取り扱う場合等に、法案の審査を行う。

## (2) 上院

### (i) 全院委員会

下院と同様に、本会議よりも柔軟な手続きによって法案審査を行うために設置される委員会、院の議員全員が構成員となる。委員長は、議長および 20 名から 25 名置かれる副議長のうちの 1 名が務める。下院と異なって上院の場合、法案は通常、全院委員会で審査される。

### (ii) 大委員会 (Grand Committee)

全院委員会で審査されるもの以外の法案の多くは、大委員会で審査される。大委員会で審査される法案は、主に議論の余地があまりない法案である。大委員会は、上院議員であれば誰でも参加して発言することができ、全院委員会とほぼ同じ手続きに従うが、表決が全会一致により行われる点が異なる。

### (iii) 特別委員会

特別委員会は、政府の政策や特定の問題に関する調査や監視等を行い、EU 委員会 (European Union Committee)、憲法委員会 (Constitution Committee) などがある。

EU 委員会は、下院のヨーロッパ問題監視委員会と同様に、EU の文書等について検討を行い、EU 関連の問題について幅広く監視している。2001 年に設置された憲法委員会は、憲法的に重要な事柄に関して公法案の審査を行い、憲法問題の調査も実施する。

下院に比べて、上院の特別委員会はより分野横断的であるとされる。多くの特別委員会は、会期ごとに再任される。また、法案の立法前審査など、特定の任務に当たるために設置される特別委員会もある。

## (3) 両院合同委員会 (joint committees)

両院の議員から構成される委員会であり、人権に関する両院合同委員会 (Joint Committee on Human Rights) などがある。両院に関わる特定の論点の審査や、法案の立法前審査等のためにも設置される。

## 9 立法過程

### (1) 法案の種類

#### (i) 公法案 (public bills) と私法案 (private bills)

ほとんどの法案が公法案に当たる。公法案は政策に関する事柄を扱い、一般的な性格を有する。これに対して私法案とは、個人や団体などの特定の利害等に関わる法案である。両者の性格を併せ持つ法案を混合法案 (hybrid bills) という。

#### (ii) 金銭法案 (money bills)

金銭法案とは、1911 年議会法第 1 条に規定される概念で、下院議長の意見によって、租税、歳出、公債等に関する規定のみを含むとされる公法案のことをいう。

#### (iii) 政府提出法案と議員提出法案

政府提出法案は、大臣が議員としての資格で、その所属議院に提出するものであるが、議事手続上も統計上も、政府が提出した法案として取り扱われている。

議員は、法案を 1 人でも提出することができる。議員提出法案の提出方法には、次のものがある。

(a) 抽選

毎会期召集後、第2木曜日に抽選が行われ、当選した20名の議員が第5水曜日にいっせいに法案を提出する。会期中の金曜日のうち13日間は議員提出法案の審議に充てられるが、第7金曜日までが第2読会に充てられ、残りの金曜日は委員会報告書審議段階以後の審議の分となるため、実質的には抽選で第7順位までの法案について、審議が保証されていることになる。

(b) 10分間規則

会期の第7週以後の火曜日と水曜日に各日1件に限り、法案提出の許可を求める動議の提出が認められており、提出者は10分間以内で法案の趣旨説明を行う。その後、反対する議員も10分間以内で討論できる。続いて表決が行われ、可決されれば法案提出を行うことができる。この制度は、立法というより政策のアピールの場として活用されているとされる。

(c) 通常の手続き

会期の第5水曜日以後、議員はいつでも法案を提出することができるが、10分間規則により提出された法案と同じく、この手続きにより提出された法案について、審議時間は確保されおらず、全会一致の場合で空き時間がある場合にのみ可決される。

議員提出法案については、党議拘束をかけない慣行となっているが、政府が表明する賛否は、法案の採択に大きな影響を持っている。また、歳出に関する法案の審議については、政府の承認を必要とする。

(2) 三読会制

(i) 下院

以下は、政府提出法案についての一般的な審議過程である。

(a) 第1読会

本会議において法案の題名が朗読される。

(b) 第2読会

本会議において法案の趣旨説明と原則についての審議を行う。審議の後の表決で否決された法案は、廃案となる。

第2読会では法案そのものの修正はできないが、野党は、法案の採択に反対する理由を述べた修正案(reasoned amendment)を出すことにより、政府提出法案に対して反対することができる。これは、第2読会は形式上、大臣の提出する「本法案は2回読み上げられたものとする」という動議を巡って議論が行われるところ、その動議に対する修正の形式で、法案に反対する者により、当該法案の第2読会の読了を拒否するとして出される動議である。可決されれば法案は廃案となる。

なお、あまり例のないことだが、反論が出ない法案については、本会議ではなく第2読会委員会が法案の原則を審査することもある。同委員会による報告後、本会議では討論なしの採決が行われる。

第2読会の審議終了後、ただちにその後の法案審議の日程を定めるためのプログラム動議(programme motion)が表決に付される。プログラム動議について、通常は議論が行われませんが、修正することはできる。プログラム動議が可決されるとプログラム命令(programme order)となり、第2読会以降の審議における時間配分はこれに従って行われるが、この命令に変更等を行うプログラム動議も各審議段階において提出することができる。



## (c) 委員会審査

通常は公法案委員会（法案の付託ごとに委員が選任され、本会議への報告が終わると解散する。）に法案が付託され、逐条審査が行われる。証人喚問が行われる場合は、通常まず証人喚問、続いて逐条審査の順で行われる。公法案委員会における審査は、原則公開である。ただし、法案に議論の余地がない場合や可決を急ぐ場合、憲法上重要な法案である場合などは、全院委員会で逐条審査が行われる。法案が特別委員会に付託されることもある。

## (d) 報告段階

委員会報告を受けての本会議における法案審議で、修正案の提出が許される。なお、全院委員会で審査し、修正が行われなかった場合には、報告段階は省略される。

## (e) 第3読会

通常、報告段階の直後に開かれる。法案についての最終審議が行われ、字句修正を除き、修正は認められない。賛否についてのみ討論が行われ、通常は短時間で終わる。

## (ii) 上院

上院の立法手続は、下院とほぼ同様であるが、以下のような点などが異なっている。

- ① 法案は、第2読会のあと、通常は全院委員会に送られる。
- ② 審議時間割当動議（審議引延しを阻止するために法案審議に時間的制限を課す動議。ギロチン動議ともいう）やプログラム動議がない。
- ③ 第3読会での修正が認められている。

また、上院委任権限・規制改革特別委員会は、法案の委任立法に関する規定等について審査を行う。この審査は、正式な法案付託を受けてのものではなく、法案そのものを修正することができないが、報告書は法案審議の参考とされる。同様に、上院憲法委員会は法案の憲法上の論点について、人権に関する両院合同委員会は法案の人権上の論点について、それぞれ審査し報告する。

上院はどの政党も過半数を占めないように構成されており、所属政党に対する議員の独立性が高いことから、法案の修正が活発に行われ、政府の意に反する修正が行われることもある。

## (3) 両院関係

## (i) 両院の意思調整機関

両院の意見が対立した場合の調整手段は特に設けられておらず、両院協議会に相当するような制度は存在しない。このため、法案は、同一会期中、両院の意思が一致するまで両院間を往復する。

ただし、以下のように立法権限に関する下院の優越が認められている。

## (ii) 金銭法案

歳出・歳入に関する金銭法案については、下院が先議する。上院が1か月以内にこれを可決しない場合には、下院は上院の同意を得ることなく、国王の裁可を求めることができる。

## (iii) 金銭法案以外の法案

金銭法案以外の公法案で、下院で先議されたものについては、上院が否決し、または下院の意思に反する修正をした場合であっても、下院の第2読会の日から1年以上経過し、2会期連続して下院が可決すれば、国王の裁可を求めることができる。

(iv) ソールズベリー慣行

さらに、与党の総選挙公約に掲げられた政策を実現するための政府提出法案を、上院では否決しないというソールズベリー慣行がある。

(4) 国王の裁可

両院で可決された法案は、国王の裁可により法律となる。

### Ⅲ ドイツ

#### 1 政治体制

##### (1) 議院内閣制

大統領は、下院（連邦議会）議員およびこれと同数の州議会から選挙された代表から構成される連邦会議（Bundesversammlung）において選出される。任期は5年で、再選は1回のみ許される。

大統領は政治的実権を有しないことから、政治体制としては議院内閣制に分類される。首相は、大統領の提案に基づき下院により選挙される。政府は、首相および首相の提案に基づき大統領が任命する他の大臣から構成される。首相は単独で政治の方針を決定する権限を有し、その強さから首相民主主義と呼ばれることがある。

下院が首相に対して不信任を表明する場合には、後任首相をあらかじめ選出しなければならない（建設的不信任制度）。また、大統領が下院の解散権を行使することができるのは、首相の信任動議が否決された場合または首相の選出が行われない場合に限られている。したがって、首相が政治的理由により下院を解散しようとする場合には、自ら信任動議を提出し、与党議員に棄権させるなどして故意に否決させるよりほかに、実際に過去に行われた3回の解散はいずれもそうした手段がとられ、解散権の乱用として批判を受けた。

##### (2) 連邦制

ドイツは16の州で構成される連邦制国家である。憲法に相当する基本法（Grundgesetz）において、連邦の専管領域、連邦と州の競合領域等が規定され、各州は憲法（Verfassung）を有している。後述するように、上院（連邦参議院）は、州政府の代表から構成され、州の利害に関係する法律について拒否権を有している。2006年、基本法の大改正が行われ、連邦と州の立法権限がより明確に規定され、かつ連邦の立法権限が拡大される一方で、上院が拒否権を有する法律の範囲が縮小された。

#### 2 議会の構成

基本法においては、連邦議会（Bundestag）および連邦参議院（Bundesrat）にそれぞれ独立の1章が充てられており、これらから構成される「ドイツ議会」なるものが存在するわけではない。したがって、ドイツの議会は厳密には二院制をとっているとはいえないが、二院制に分類する文献も多く、通例、連邦議会が下院、連邦参議院が上院と解されているので、本稿では、連邦議会を「下院」、連邦参議院を「上院」と表記することとする。

##### (1) 定数・任期

###### (i) 下院

定数598名。第17議会期は、超過議席（後述）により、622名。任期は4年である。ただし、解散がある。

###### (ii) 上院

各州が有する表決権数だけの州政府構成員が上院議員として州政府により任命され、その表

決権の総数は 69 票である。任期はない。州政府構成員でなくなったとき、議員としての地位も失う。なお、上院議員として任命された州政府構成員以外の州政府構成員は、代理議員として任命される。正規の議員も代理議員も同じ権限を有する。

各州は少なくとも 3 票の表決権を有し、人口 200 万以上の州は 4 票、600 万以上の州は 5 票、700 万以上の州は 6 票の表決権を有する。州ごとの表決権数は、次のとおりである。バーデン・ヴュルテンベルク 6、バイエルン 6、ニーダーザクセン 6、ノルトライン・ヴェストファーレン 6、ヘッセン 5、ベルリン 4、ブランデンブルク 4、ラインラント・プファルツ 4、ザクセン 4、ザクセン・アンハルト 4、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン 4、テューリングゲン 4、ブレーメン 3、ハンブルク 3、メクレンブルク・フォアポンメルン 3、ザールラント 3

## (2) 選挙制度

### (i) 下院

小選挙区比例代表併用制をとる。選挙区は、小選挙区 299 区および州単位の比例区 16 区から構成される。投票方法は 2 票制をとり、1 票を小選挙区候補者に投票、もう 1 票を州単位の政党名簿に投票する。全国レベルで、政党名簿への投票に従ってサンラグ・シェーパーズ式（各政党の得票数を 1、3、5、7、…の数で順次割り算し、商の大きい順に定数まで 1 議席ずつ配分をする。）によって、各政党に議席が仮配分され、この議席数が、各州での政党名簿の得票数に応じて当該州の政党名簿に配分される。この議席数よりも当該政党に所属する小選挙区で当選した候補者が多い場合には、小選挙区当選者は全員当選し、総定数が当該選挙に限り臨時に増加する。この増加した議席が超過議席と呼ばれる。なお、政党名簿への投票（第 2 票）について全国での得票率が有効投票総数の 5% 未満であり、かつ小選挙区での当選者が 3 名未満の政党は、第 2 票による議席配分を受けられないという阻止条項（5%・3 議席条項）がある。

選挙権年齢は 18 歳以上、被選挙権年齢は 18 歳以上である。

### (ii) 上院

前述のとおり、各州の政府構成員のうちから上院議員が任命されるため、選挙は行われない。

## 3 会派

### (1) 下院

下院は、会派議会と言われるほど会派（Fraktion）の果す役割が大きい。会派は、同一政党に所属する議員または同じ政治的目標を有し、いずれの州においても競争関係にない複数の政党に所属する議員で組織される団体であり、結成には、総議員の 5% 以上の議員が必要とされる。また、この要件を満たさない団体が会派の認定を受けるには、下院の承認が必要となる。会派の構成、名称、会派長、所属議員および準所属議員（Gäste）の氏名は、書面をもって議長に提出されなければならない。準所属議員は、会派の所属議員数の算定には算入されないが、委員会の構成等に当たって会派の議員数が考慮される場合には、算入される。所属議員数が総議員の 5% 未満の団体は、議員団（Gruppe）として認定されることができる。

### (2) 上院

会派の制度は存在しない。本会議における表決の際には、各州政府が任命した議員は、州政

府の指示に基づき、表決権を一括して行使する。

## 4 議会の主な権限

### (1) 政府の存立に関する権限

首相は、大統領の提案に基づき、下院によって選挙される。下院議員の過半数の投票を得た者が選出され、大統領によって首相に任命される。大統領の提案した者が過半数の票を得られなかった場合には、下院は14日以内に大統領の提案なしに過半数により首相を選挙することができる。この期間内に選挙が成立しない場合には、下院で新たに投票が行われる。最多得票者が過半数の票を得た場合には、当該人が首相に任命される。最高得票者が過半数の票を得られなかった場合には、大統領は、7日以内に当該人を首相に任命するか、または下院を解散するかを選択しなければならない。

下院は、議員の過半数により首相の後任を選出し、大統領に対して、首相を罷免すべきことを要請することによってのみ、首相に対して不信任を表明することができる。大統領は、その要請に応じて、選挙された者を首相に任命しなければならない（建設的不信任制度）。

自己に信任を表明すべきことを求める首相の動議が下院議員の過半数の同意を得られない場合には、大統領は、首相の提案に基づいて、21日以内に下院を解散することができる。その解散権は、下院が議員の過半数により首相を選挙した場合には、消滅する。

### (2) 立法権

立法の対象分野は、連邦の専属的立法分野、競合的立法分野およびそれ以外に分けられる。連邦は、基本法に立法権が明記されているものに限り立法権を有し、それ以外は州が立法権を有する。連邦の専属的立法分野については、州は、連邦法で授權されている場合に限り立法権を有し、競合的立法分野については、連邦が立法権を行使しなかった範囲かつその限りで立法権を有する。

### (3) 予算統制権

予算は、法律として定められる。予算法案は、政府が提出する。

### (4) 条約承認権

条約の承認は、法律として行われる。条約を承認する法案は、政府が提出する。

### (5) その他の権限

#### (i) 大統領の訴追

下院または上院は、大統領が基本法その他の連邦法に故意に違反したことを理由として、憲法裁判所に訴追することができる。訴追は、下院にあってはその議員の3分の2、上院にあっては表決権数の3分の2により、行われる。憲法裁判所は、大統領が故意の違反について責任を有すると確定した場合には、職務喪失を宣告することができる。

#### (ii) 憲法裁判所の構成員の選出

憲法裁判所の構成員は、下院および上院によって半数ずつ選出される。

(iii) 上院の一般行政規則同意権

連邦法を執行するのは原則として州であるが、政府は、上院の同意を得て、一般行政規則を制定することができる。

## 5 会期制度

### (1) 議会期 (Wahlperiode)

議会期は、下院総選挙後の最初の開会日から次の総選挙による後継下院の最初の開会日までの期間をいい、解散がない場合には、4年である。州政府の代表から構成される上院には、議会期の制度は存在しない。

### (2) 会期

両院ともに会期制度はないが、上院では、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間の1職務期 (Geschäftsjahr) とする。議長は、2つ以上の州の代表者または連邦政府の要求があるときは、上院を招集しなければならない。

### (3) 議案と会期の関係

下院では、議案は議会期中継続する。上院では、議案は職務期を越えて継続する。

## 6 議院運営機関

### (1) 下院

#### (i) 議長・副議長・書記担当議員

議長および副議長は、総選挙後の最初の本会議で選挙される。副議長の数は、議会期ごとの会派間の合意に基づく。現在の第17議会期においては、各会派1名ずつ計5名である。議長および副議長は、会派から離脱せず、表決にも参加することができる。議長および副議長で、議長会 (Präsidium) を組織する。議長会は、事務局の高官人事、外部との重要な契約締結、広報活動等を所管する。決定は多数決で行われ、可否同数の場合には、議長が決裁権を有する。書記担当議員は、文書の朗読、審議の記録、発言者名簿の作成、投票用紙の集計等を行う。書記担当議員は、各会派の提案に基づき選出される。書記担当議員の数は、議会期ごとの会派間の合意に基づく。現在の第17議会期においては、42名である。

#### (ii) 長老評議会 (Ältestenrat)

議長、副議長および会派勢力に比例して各会派が指名する議員計23名で構成され、これに政府代表として政府構成員1名が加わる。下院の年間活動計画の作成や委員長ポストの配分、議院予算の作成その他議院運営について協議する。

#### (iii) 会議理事会 (Sitzungsvorstand)

本会議中議長の職を務める者、与党会派所属書記担当議員1名および野党会派所属書記担当議員1名の計3名で構成される。定足数や表決結果の確認を行う。

## (2) 上院

### (i) 議長・副議長・書記担当議員

職務期ごとに議長1名、副議長2名および書記担当議員2名を選挙する。しかし実際には、1950年8月30日のケーニヒスライン協定により、各州の首相が議長ポストを人口数順に持ち回る慣行となっている。副議長は、同協定により、第1副議長は前年の議長が、第2副議長は翌年議長を務める予定の者が選出される。議長および副議長で議長会を構成し、議長会は、議院予算の作成その他院内事務を処理する。議長は、大統領に事故のあるときまたは大統領の職務が任期満了前に終了したときは、大統領の職務を代理する。書記担当議員は、表決結果の集計等により議長を補佐する。

### (ii) 常任理事会 (ständiger Beirat)

議長会の下に置かれ、各州の全権代表 (Bevollmächtigte der Länder) から構成される。本会議の準備、院内管理等について議長および議長会を補佐する。

## 7 本会議

### (1) 定足数

#### (i) 下院

議員の過半数が出席している場合に議決することができる。

#### (ii) 上院

出席している州の有する表決権数の合計が過半数に達する場合に議決することができる。

### (2) 表決方法

#### (i) 下院

表決は、原則として挙手によるか、起立表決により行われる。法案の最終表決に際しては、起立表決によって行われる。表決結果について会議理事会の意見が一致しない場合には、反対票の計算が行われる。反対票の計算の後にも、なお表決結果についての会議理事会の意見が一致しない場合には、議長の指示により議員が本会議場から退出し、賛成、反対、棄権と表示された扉から本会議場に入場するのを書記担当議員が集計する。1会派または出席議員の5%が要求する場合には、記名投票が行われる。書記担当議員は、投票議員の氏名および賛成、反対または棄権の意思表示を記入した投票用紙を投票箱に回収する。可否同数の場合には、否決される。なお、議員は、口頭または文書により、表決の理由を説明することができる。

#### (ii) 上院

原則として挙手により行うが、1州が要求する場合には、点呼表決により行う。

## 8 委員会制度

### (1) 下院

#### (i) 常任委員会 (ständige Ausschüsse)

常任委員会は、議院から付託された案件その他所管事項の案件の処理を行う。特に欧州連合の事務のための委員会、外務委員会、防衛委員会および請願委員会は、基本法に規定されてい

る。

(ii) 特別委員会 (Sonderausschüsse)

特別委員会は、個別の事案に関して設置される。

(iii) 調査委員会 (Untersuchungsausschüsse)

調査委員会は、不祥事等の問題の解明のために設置される。近年では、連邦情報局のイラク戦争への関与の問題や大手不動産金融会社の救済問題について設置された。4分の1の議員の動議により設置することができるため、野党の権利を保障する重要な手段とみなされている(少数派調査権)。証人喚問等には、刑事訴訟に関する規定が準用される。なお、常任委員会の1つである防衛委員会は、調査委員会の権能を有する。

(iv) 調査会 (Enquete-Kommission)

調査会は、広範かつ重要な複合的事案に関して、可能な限り広く情報収集を行うために設置される。最近では、「現代医療における倫理および法」や「ドイツにおける文化」について設置された。調査委員会と同様に、4分の1の議員の動議により設置することができる。非議員の専門家も委員とすることができ、非議員の委員は議員の委員と同等の権限を有する。調査会は、議会期末までに報告書および議決勧告を提出する。

(v) 諮問委員会 (Beirat)

諮問委員会は、分野横断的な事案の検討のため設置される委員会で、適宜、各所管常任委員会に対して措置を勧告することができる。近年では、生命科学分野における倫理問題や持続可能な発展について設置された。

(vi) 監督会議 (Kontrollgremium)

監督会議は、情報機関の統制や、信書・郵便・電信電話の秘密に対する制限に関する判断等を行うために設置される。

(vii) 選挙委員会 (Wahlausschuss)

選挙委員会は、16名の憲法裁判所の裁判官のうち、下院が選出する8名を選出する委員会である。なお、残りの8名の裁判官は、上院が選出する。

## (2) 上院

(i) 常任委員会

常任委員会は、概ね連邦政府の省庁別に編制されている。各州は、1名ずつ委員を派遣し、1票ずつ表決権を有する。委任により、州の職員が代理出席することができ、委員会の多くの会議は、ほとんど州職員のみで行われる。1回の会議の中で、案件ごとに委員が交代することもできる。

(ii) 特別委員会

特別委員会は、個別の事案に関して設置される。

(iii) 欧州連合専門部会 (Europakammer)

欧州連合専門部会は、欧州連合に関する案件を取り扱う。欧州連合専門部会の議決は、上院全体の議決とみなされる。各州は、1名ずつ構成員を派遣するが、表決権は本会議におけるのと同数を有する。



### (3) 合同委員会 (Gemeinsamer Ausschuss)

連邦が武力によって攻撃され、または攻撃が直前に差し迫っている場合には、下院は、政府の申立てに基づき、上院の同意を得て、防衛上の緊急事態の確定を行う。防衛上の緊急事態においては、32名の下院議員および16名の上院議員から構成される合同委員会が、その委員の投票数の3分の2かつ委員の過半数によって、①下院が適時に集会することを妨げられたこと、または②下院による議決が不可能であることを確定した場合には、合同委員会は、下院および上院の地位を有し、両院の権限を統一して行使する。合同委員会が議決した法律は、遅くとも防衛上の緊急事態の終了の6月後に失効する。下院は、上院の同意を得て、合同委員会の法律をいつでも廃止することができる。

## 9 立法過程

### (1) 法案の種類・提出

#### (i) 法案の提出

法案の提出権は、政府、上院および下院議員にある。法案はすべて下院に提出される。提出者の別により、次のような提出の手続きの違いがある。

政府提出法案は、提出に先立って上院に送付される。上院は、6週以内に当該法案について態度を決定する。これを上院における第1回審議 (erster Durchgang) という。態度決定では、法案の修正、異議なしまたは完全な拒否のいずれかが表明される。政府は、この上院の態度決定およびこれに対する政府の反対意見を添えて、法案を下院に提出する。上院が要求するときは、この期限は9週に延長される。逆に、政府が例外的に特に緊急を要する旨を表明したときは、この期限は3週となるが、この場合にも、上院が要求するときは、6週に期限が延長される。このように政府提出法案に対する上院の態度決定の手続きが設けられている理由としては、後述するように上院の立法に関する権限がかなり強力であるため、下院の審議が開始されるに先立って上院の態度を把握しておく必要があるためであるとされる。

上院提出法案は、各州が上院に提出した原案が可決された場合に上院提出法案となる。上院提出法案は、まず政府に送付され、6週以内に政府の見解を付して下院に提出される。政府が要求するときは、この期限は9週に延長される。上院が例外的に特に緊急を要する旨を表明したときは、この期限は3週となるが、この場合にも、政府が要求するときは、6週に期限が延長される。

下院議員提出法案は、下院に提出される。提出には、1会派または総議員の5%の署名を要する。

このように、政府提出法案の場合には、下院提出に先立って上院の態度決定を求める手続きが前置されるため、政府提出の重要法案で審議を急ぐものについては、同一内容の政府提出法案と下院議員提出法案 (与党会派提出法案) を同時に作成し、政府提出法案に対して上院が態度決定を審議している間に並行して下院の審議を行うことができるようにしたり、あるいは実際には政府が作成した法案を下院議員提出法案 (与党会派提出法案) として提出したりすることがある。

#### (ii) 同意法案と異議法案

法案には、①成立に上院の同意を要する法案 (大別して州の財政に関係する法案や州の組織・行

政権に関係する法案がある。)と②成立に上院の同意を要せず、上院は下院が議決した法案に異議を申し立てることができるだけの法案の2種類があり、前者を同意法案、後者を異議法案という。提出の手続きは、同意法案と異議法案で同じである。

## (2) 第1読会

下院においては、法案は、原則として三読会制により審議される。提出された法案は、事務局により印刷・配布され、各会派の作業部会で検討が行われる。各会派の法案に対する暫定的な立場が固まると、長老評議会において第1読会の日程が審議される。なお、下院議員提出法案の場合には、法案を提出した会派は、当該法案が印刷後3会議週以内に第1読会に上程されることを求めることができる。

第1読会では、1会派もしくは5%の出席議員が要求した場合または長老評議会で合意した場合には、一般討論が行われる。一般討論には、委員会審査に先立って、公衆に対して問題を提起する機能があるとされる。法案の内容に対する動議の提出は許されず、また法案が否決されることはない。

第1読会を通過すると、法案は委員会に付託される。ただし、1会派または総議員の5%が求め、かつ出席議員の3分の2により可決された場合には、委員会審査を省略し、直ちに第2読会を行うことができる。

## (3) 委員会審査

委員会審査では、付託されたすべての法案について、1名または複数名の報告者 (Berichterstatter) が選任され、報告者は、委員長とともに当該法案の審査とそのとりまとめに責任を負う。委員会は非公開が原則であるが、政府構成員の出席を要求し、その他専門家や利害関係者の意見を聴くため公聴会を行うことができる。非公開であることには批判もあるが、率直な意見交換により会派間の妥協が容易になるという。なお、委員会の公開性を改善すべく、拡大公開委員会審査 (Erweiterte öffentliche Ausschussberatung) の制度が設けられているが、あまり活用されていない。

委員会審査と並行して、各会派の作業部会でも引き続き検討が行われる。政府は、政府提出法案の骨子について与党議員と事前に調整するよう留意しているが、それでも法案がなんらかの形で修正されることがほとんどである。また、野党会派の提案が採り入れられることも稀ではない。委員会審査には、通常、上院の代表および所管省の職員も出席し、法案が修正される場合には、所管省の職員が起草を補助する。

委員会審査報告書には、審査の経過および本会議に対する議決勧告が記載され、法案を修正する場合にはその理由が詳細に説明される。また、委員会において否決された意見についても言及される。

会派は、提出した法案の委員会への付託後10会議週が経過した場合には、委員会に対して報告または審査の遅れの理由の説明を求めることができる。

## (4) 第2読会・第3読会

委員会審査終了後、本会議で委員会審査報告書に基づき第2読会が開かれる。委員会の報告者は、口頭により報告書を補足することができる。1会派もしくは5%の出席議員が要求し

た場合または長老評議会で合意した場合には、一般討論が行われる。一般討論に続いて逐条審議が行われ、各議員は修正案を提出することができる。修正案が提出されない場合には、法案全体を一括して表決に付することができる。

第3読会は、第2読会で修正がなされた場合には、修正を踏まえた法案が印刷された後、2日目以後に行われるが、第2読会で修正がなされなかった場合には、直ちに行われる。ただし、第2読会で修正がなされた場合であっても、1会派または総議員の5%が求めるときは、これより早く行われる。第3読会においては、第2読会で一般討論が行われなかった場合等一定の場合に限り、一般討論が行われる。修正案の提出は、第2読会において修正または追加された条項についてのみ、かつ1会派または総議員の5%の議員に限り、許される。

下院で可決された法案（正確には「議決された法律」であるが、下院で可決された段階で直ちに成立するわけではないので、あえて「法案」とした。）は、上院に送付される。

#### (5) 上院における第2回審議 (zweiter Durchgang)

上院に送付された法案は常任委員会に付託されるが、特に政府提出法案の場合には、上院の態度決定が考慮されているか、また下院がその他の修正を行っているかが審議の焦点となる。委員会は、下院の委員会と同様に、審査報告書において本会議への議決勧告を行う。本会議は年間で13回程度開かれるだけであるので、実質的な審議は委員会において行われる。各州は、表決権を一括して行使する。州政府が連立政権の場合で法案に対する賛否が一致しないときは、通常棄権する。表決権が一括して行使されていない場合には、当該州の票は無効となる。

#### (6) 両院関係

##### (i) 異議法案の場合

上院が下院から送付された法案に異議がある場合には、法案の受領から3週以内に両院協議会 (Vermittlungsausschuss) の招集を要求することができる。この期間内に上院が両院協議会の招集を要求しなかった場合には、法案は成立する。

両院協議会は、下院から選出された16名と上院から選出された16名の計32名から構成される。下院の協議委員は会派勢力を反映して、上院の協議委員は各州1名が選任される。上院の協議委員は、各州政府からの指示に拘束されない。成案は、出席協議委員の過半数によって決定され、下院で議決された法案の承認、修正または撤回のいずれかの形をとる。成案が下院で議決された法案の修正の場合には、下院は、改めて当該法案について表決に付さなければならない。下院が法案の修正を可決し、2週以内に上院がこれに異議を申し立てなかった場合または申し立てた異議を撤回した場合には、法案は成立する。なお、両院協議会が成案を得られずに調整手続が終了する場合もある。

両院協議会による調整手続が終了した場合には、上院は、法案について2週以内に異議を申し立てることができる。①その異議が表決数の過半数によりなされた場合には、下院の総議員の過半数により、②その異議が表決数の3分の2以上によりなされた場合には、下院の表決数の3分の2以上かつ総議員の過半数により、下院は異議を却下することができる。異議が却下された場合には、法案は成立する。また、2週以内に上院が異議を申し立てなかった場合または申し立てた異議を撤回した場合には、法案は成立する。

(ii) 同意法案の場合

異議法案とは異なり、成立には上院の明確な同意が必要となる。また、上院は、両院協議会の招集を要求せずにいきなり同意を拒否することもできる。同意法案については、下院および政府も両院協議会の招集を要求することができる。両院協議会の手続きおよび成案の取扱い等については、異議法案の場合と同様である。

上院は、両院協議会の招集要求が出されていない場合または両院協議会が成案として法案の修正を提案していない場合には、適当な期間内に同意について表決に付さなければならない。

(7) 認証・公布

法律が成立すると、所管大臣および首相が副署した後、大統領が認証し、連邦法律公報において公布される。大統領は、立法手続または法律の内容が明らかに基本法に違反していると認められる場合には、認証を拒否することができる。これまでに大統領が認証を拒否したのは8例、認証の際に基本法違反等の疑義を表明したのは9例である。大統領の認証の拒否について、上院および下院は、憲法裁判所に提訴することができる。

(8) 立法上の緊急事態

首相が提出した自己の信任動議を下院が否決し、かつ大統領が下院を解散しない場合において、政府が法案を緊急を要するものであると指定したにもかかわらず下院がこれを否決したときは、大統領は、政府の申立てに基づき、上院の同意を得て、立法上の緊急事態を宣言することができる。このことは、首相が特定の法案と首相の信任動議を結合させていたにもかかわらず当該法案が否決された場合にも、同様である。

立法上の緊急事態が宣言された後、下院がその法案を再び否決し、または政府が受け入れられない法文でその法案を採択したときは、その法案は、上院がこれに同意する限りにおいて、成立したものとみなす。その法案が再び提出された後、4週以内に下院によって可決されない場合にも、同様である。

首相の在任期間中は、下院が否決したその他のいかなる法案でも、立法上の緊急事態が第1回目に宣言された後6月の期間内であれば、上記の手続きにより可決することができる。その期間の経過後は、同一の首相の在任中は、さらに立法上の緊急事態の宣言を行うことは許されない。

## IV フランス

### 1 政治体制

#### (1) 半大統領制

1958年に成立した第5共和制では、政治体制として議院内閣制と大統領制の中間的な政治制度である半大統領制がとられているとされる。半大統領制とは、①国民によって選出される、一定の任期を有し固有の重要な権能を保持する大統領が存在し、②政府と首相が議会に対して責任を負う体制であるとされる。大統領の所属党派と下院の多数派が同じ場合には、大統領は強大な権力を行使することができる一方で、大統領の所属党派と下院の多数派が異なる状態であるコアビタシオン（cohabitation 保革共存ともいう）の場合には、議院内閣制の要素が大きくなる。

大統領は、任期5年で直接選挙され、連続3選は許されない。大統領は、憲法の尊重を監視し、その裁定によって公権力の適正な運営と国家の継続性を確保するものとされ、国の独立、領土の一体性および条約の尊重の保障者であると位置づけられている。また、大統領は、議会の信任に依存しないにもかかわらず、下院を解散することができる。なお、大統領の任期は、2002年の憲法改正により7年から下院議員の任期と同じ5年に短縮された。短縮の理由の1つには、大統領選挙と下院議員総選挙を近接させることでコアビタシオンの状態を生じにくくさせることがあった。

政府は、首相以下の政府構成員から構成され、大統領により任命される。他方で、政府は下院の信任を得なければならない。下院において不信任動議が可決された場合には、政府は総辞職しなければならない。したがって、大統領は下院の多数派から首相以下を任命する例であるが、その際、議員であることは要件とされない。議員が政府構成員に任命された場合には、政府構成員と議員との兼職は禁止されているので、議員を辞職して政府構成員となるか、議員に留まるかを選択しなければならない。議員が政府構成員となることを選択した場合には、あらかじめ指定された代理議員（suppléant）が議席を継承するが、政府構成員の退任後は議員として復帰することができる。

#### (2) 合理化された議会制と近年の議会強化の改革

第5共和制の1つの特徴として、合理化された議会制（parlementarisme rationalisée）が挙げられる。第3共和制・第4共和制において、強すぎる議会が行政府を不安定にした反省から、第5共和制では、会期の厳格な制限、法律事項の限定、議員提出法案の厳格な受理要件、常任委員会数の上限設定、政府優位の法案審議手続等、憲法において議会制度を詳細に定める方針がとられた。

しかし、1970年代以後、調査委員会制度、対政府質問制度の導入等の行政監視機能の強化、会期制改革、社会保障財政法という新しい法形式の導入等、議会強化の改革が徐々に進み、2008年の大幅な憲法改正では、常任委員会数の上限の引上げ、法案審議手続の政府優位の緩和等、大幅な議会権限の強化が図られた。

## 2 議会の構成

### (1) 定数・任期

議会は、下院 (Assemblée nationale) と上院 (Sénat) の二院からなる。

#### (i) 下院

定数 577 名。任期は 5 年 (正確には、総選挙が行われてから 5 年目の 6 月の第 3 火曜日まで) であるが、大統領による解散がある。ただし、総選挙後 1 年以内および大統領による非常事態権行使中は、解散することができない。

#### (ii) 上院

定数 343 名 (2011 年の改選時から 348 名となる)。任期は 6 年で解散はない。上院議員の任期は、改選後最初の常会の開会日から開始し、6 年後の改選後最初の常会の開会日に終了する。

### (2) 選挙制度

#### (i) 下院

小選挙区 2 回投票制による直接選挙で選出される。第 1 回投票で有効投票の過半数かつ有権者数の 4 分の 1 以上の票を獲得した候補者がいる場合は、その候補者が当選する。当選者がいない場合は、有権者数の 12.5% 以上の得票者 (該当者が 2 名未満の場合には上位 2 名) が 1 週間後の第 2 回投票に進出し、比較多数を獲得した候補者が当選する。

選挙権年齢は 18 歳以上、被選挙権年齢は 23 歳以上である。

#### (ii) 上院

上院は地方公共団体の代表を確保する旨憲法上に明記されているが、これは、上院が地方公共団体を総体として代表する意味であると解されている。概ね各県を単位とする選挙人団 (下院議員および地方議会議員・地方議会の代表により構成。ただし、12 議席は、国外在住のフランス人の代表として、在外フランス人議会の公選議員が選挙人団となる。) による間接選挙で選出される。3 年ごとに半数を改選する。定数 3 以下の選挙区は、完全連記 2 回投票制または小選挙区 2 回投票制で、定数 4 以上の選挙区は、拘束名簿式比例代表制で選出する。

選挙権年齢は 18 歳以上、被選挙権年齢は 30 歳以上である。

## 3 会派

両院ともに、所属議員 15 名かつ所属議員の署名を付した政策綱領 (déclaration politique) の提出が結成の要件とされている。

また、正式の会派所属議員以外にも、準構成員として協同議員 (apparentés) の身分が、さらに上院では、協同議員に加えて、より緩やかな結び付きを持つ関連議員 (rattachés) の身分が認められており、これらの準構成員は、各院において会派所属議員数が考慮される場合には、算入される。

2008 年の憲法改正およびこれに伴う制度改革により、反対会派 (groupes d'oppositions : 議院において多数派に属さない会派) および少数会派 (groupes minoritaires : 連立による多数派における主要会派以外の会派) は、発言時間等について固有の権利を認められることとなった。

## 4 議会の主な権限

### (1) 政府の存立に関する権限

首相は、閣議を経た後、下院に対して、政府の施政方針 (programme) または一般政策の表明 (déclaration de politique générale) について政府の責任をかける。これを下院が承認しなかった場合には、首相は、大統領に対して政府総辞職を申し出なければならない。通例、首相以下の政府構成員が任命されると、下院において首相が政府の施政方針または一般政策について演説し、表決により承認を得る。

また、下院議員の 10 分の 1 以上が署名した不信任動議 (motion de censure) を下院が可決した場合も、同様に首相は大統領に対して政府総辞職を申し出なければならない。不信任動議は、提出後 48 時間が経過しなければ表決に付されない。1 議員は、同一の常会中は 3 本、臨時会中は 1 本までしか、不信任動議に署名することができない。不信任動議の可決には、総議員の過半数による賛成を要する。

なお、首相は上院に対して一般政策の承認を求めることができるが、上院がこれを承認しなかった場合にも、政府に総辞職する法的義務はない。

### (2) 立法権

議会が立法を行うことができるのは、憲法上列挙された法律事項に限られ、その他の事項は行政命令により規制される。ただし、その法律事項はかなり広範であり、近年の憲法改正で拡大されてきている。また、議員には法案提出権が認められているものの、議員提出法案で歳入の減少または歳出の創設もしくは増加を伴うものは、受理されないという制約がある。

### (3) 予算統制権

予算および社会保障財政は、法律の形式で定められる。予算法案および社会保障財政法案は、政府提出法案である。

### (4) 条約承認権

平和条約、通商条約、国際組織に関する条約・協定、法律の規定を改正する条約・協定等の批准・承認は、法律の形式で行われる。これらの法案は政府提出法案である。

### (5) その他の権限

#### (i) 宣戦の承認・軍隊の国外派兵の通知・承認

宣戦は、議会の承認を受けなければならない。軍隊による介入開始から 3 日以内に議会は通知を受け、4 月を超える介入に際しては議会の承認が必要となる。

#### (ii) 戒厳令延長の承認

12 日を超える戒厳令の延長は、議会の承認によらなければならない。

#### (iii) 憲法院に対する提訴

大統領による非常権限の行使後 30 日後に、下院議長、上院議長、下院議員 60 名または上院議員 60 名は、憲法院に対して非常権限行使の要件の具備の審査を申し立てることができる。また、成立した法律の合憲性について、その大統領による審署の前に、大統領、首相、下院議

長、上院議長、下院議員 60 名または上院議員 60 名は、憲法院に対して合憲性審査を申し立てることができる。

(iv) 憲法院および司法官職高等評議会の構成員の任命・指名

憲法院の構成員のうち、大統領、下院議長および上院議長が各 3 名の任命権を有する。司法権の独立に関して大統領を補佐する司法官職高等評議会の有識者構成員のうち、大統領、下院議長および上院議長が各 2 名の指名権を有する。

(v) 一定の大統領任命職に関する任命拒否権

権利自由の保障や国の経済社会生活に関する一定の大統領任命職については、両院の所管常任委員会が審査し、その反対票の合計が投票総数の 5 分の 3 以上であった場合には、大統領は、任命を行うことができない。なお、(iv) に掲げた憲法院構成員等の任命等に当たっても同様の手続きが適用される。

(vi) 大統領の罷免および共和国司法院の構成員の選出

議会は、大統領の権限行使と明らかに両立しない義務違反について、高等院として大統領を罷免することができる。罷免の決定には、両院議員の 3 分の 2 が必要となる。政府構成員の職務上の行為の刑事責任について裁判を行う共和国司法院は、下院の総選挙または上院の一部改選の後に各議院内部から同数で選出される議員 12 名および破毀院（民事および刑事の最高裁判所）の裁判官 3 名の計 15 名の判事で構成される。

## 5 会期

### (1) 議会期 (législature)

議会期とは、下院総選挙から任期満了または解散までの期間をいう。上院においては、議会期の制度は存在しない。

### (2) 会期

常会 (session ordinaire) は、10 月の最初の平日から翌年 6 月最後の平日までで、開会することのできる日数は 120 日を超えてはならない。ただし、各院は、その過半数の議員の請求に基づき、または各院の議長と協議した上で首相は、それぞれ補充会議の開催を決定することができる。

臨時会 (session extraordinaire) は、特定の議事日程について首相または下院議員の過半数の要求に基づき、大統領が招集する。臨時会が下院議員の過半数の要求により開かれた場合には、招集理由とされた議事日程の終了後直ちに、かつ、遅くとも開会から 12 日以内に、閉会される。首相のみは、閉会后 1 月の間に新たな会期を要求することができる。

さらに、①大統領による非常事態権限の行使中、②下院総選挙後、③大統領の教書の朗読および大統領による議会における発言に際して、議会は当然に集会する。また、会期末に政府不信任動議が提出されている場合または各院に所属する議員の逮捕・起訴に関する審議の場合には、当然に補充会議が開かれる。

### (3) 議案と会期の関係

下院においては、議案は 1 議会期の間、継続する。上院においては、上院議員提出の議案に



限り、提出後3回後の常会の開始時に審議未了の場合には、廃案となる。

## 6 議院運営機関

### (1) 議長・副議長・財務担当理事・書記担当理事

下院では、議長、副議長6名、財務担当理事(questeurs)3名、書記担当理事(secrétaires)12名が置かれている。議長は、議会期の開始時に選挙により選出され、任期は議会期である。副議長以下は、議会期の開始時に選挙により選出されて以後は、毎年の常会開始時に改選される。

上院では、議長、副議長8名、財務担当理事3名、書記担当理事14名が置かれている。議長以下、すべて3年ごとの議員の半数改選後に選出され、任期は3年である。議長、副議長および財務担当理事は選挙により選出されるが、書記担当理事は各会派が提出する候補者名簿に従って任命される。

財務担当理事の役割は、議院事務局の内部管理・人事管理を行う。書記担当理事の役割は、本会議における表決の確認、会議録の作成の監督を行う。

なお、これらの職はすべて党籍離脱を行わず、これらの職全体で概ね会派勢力に比例した構成となっている。議長および当該本会議において議長役を務めている副議長は、通常は表決に参加しない。

### (2) 理事部 (Bureau)

下院の理事部は、議長、副議長6名、財務担当理事3名、書記担当理事12名から構成される。

上院の理事部は、議長、副議長8名、財務担当理事3名、書記担当理事14名から構成される。

主な役割は、両院ともに、議員の資産公開・兼職制限・免責特権の審査を行うほか、議院事務局の運営・管理、議員提出法案の受理要件の審査、懲罰事犯の審査等を行う。

### (3) 議事協議会 (Conférence des présidents)

下院の議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長、予算・一般経済・財政統制委員会総括報告者、会派長から構成される。特別委員長も必要に応じて招集される。

上院の議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、関係特別委員長、欧州問題委員長、予算委員会総括報告者、社会問題委員会総括報告者、会派長から構成される。

主な役割は、両院ともに、本会議の議事日程について協議するほか、政府提出法案に添付される影響評価書(後述)の審査を行う。また、政府が特定の法案について促進手続(後述)の適用を求めた場合に、その是非を検討する。両院の議事協議会が共に反対した場合には、促進手続は適用されない。

なお、政府は、両院の議事協議会に代表を出席させることができる。4週のうち2週の本会議の法案審議日程の決定には、政府に優先権がある。また、政府優先の2週以外の週であっても、予算法案、社会保障財政法案等は、政府の要求により優先的に議事日程に記載される。

## 7 本会議

### (1) 定足数

両院ともに、定足数は議員の過半数であるが、表決に先立って会派長より定足数確認の要求がない場合には、表決に参加した議員がいかなる数であっても表決は有効とされる。

### (2) 表決方法

#### (i) 下院

##### (a) 挙手 (vote à main levé)・起立表決 (vote par assis et levé)

挙手が通常の表決方法である。疑義がある場合には、起立表決による。

##### (b) 記名投票 (vote par scrutin public)

議長、政府、所管常任委員会の委員長または会派長が要求した場合および議事協議会が決定した場合には、電子投票装置を用いて通常の記名投票が行われる。憲法上、可決に特別多数が必要とされる場合および政府の責任がかけられている場合には、演壇における記名投票 (vote par scrutin public à la tribune) が行われる。この場合には、議員は、登壇して投票箱に賛成、反対、棄権の3つの磁気処理された投票札のいずれかを投入する。また、投票時間短縮のため、2003年に本会議場隣接室における投票 (vote dans les salles voisines de la salle des séances) が導入され、議事協議会の判断で、隣接室に置かれた複数の投票箱のいずれかに議員が投票札を投じる方法もとることができることになった。

#### (ii) 上院

下院とほぼ同様であるが、記名投票で電子投票装置が用いられない点が異なる。

## 8 委員会制度

### (1) 常任委員会 (commissions permanentes)

第3共和制・第4共和制下においては、概ね省庁別に設置されていた常任委員会が過度に力を持ったことで政権が不安定になったという認識から、第5共和制では、憲法で常任委員会の数が各院6つまでに制限された。常任委員会の任務には、法案審査と調査・行政監視の2つがある。2008年の憲法改正により、常任委員会の上限数は、各院8つまでに増やされ、現在下院では8つの、上院では6つの常任委員会が設置されている。委員会には、委員長、3名または4名の副委員長および3名または4名の書記委員から構成される委員会理事部が置かれる。また、下院予算・一般経済・財政統制委員会、上院予算委員会および上院社会問題委員会には、総括報告者 (rapporteur général) が置かれる。

### (2) 特別委員会 (commissions spéciales)

特別委員会は、政府または議院の請求に基づき、特定の法案の審査のために院議により設置される委員会である。

### (3) 調査委員会 (commissions d'enquête)

調査委員会は、特定の事項を調査するために院議により設置され、設置の決議案は当該事項

を所管する常任委員会の審査を経る。調査委員会は、証人喚問権を行使するなどして、設置の議決から6月以内に報告書を提出する。なお、常任委員会および特別委員会も、6月以内で、調査委員会と同等の権限を行使して特定の事項を調査することができる。

#### (4) 欧州問題委員会 (Commission chargée des affaires européennes)

欧州問題委員会は、2008年の憲法改正により両院に設置された委員会で、従来、両院に設置されていた欧州問題に関する議院代表団を継承する組織である。

#### (5) 議会代表団・議院代表団 (délégations parlementaires)

議会代表団または議院代表団は、調査・行政監視のために議会外の機関に派遣される議員の代表団として創設されたが、その後、特に議会外の機関への派遣という性格は消滅して、特定の政策分野について調査・行政監視を行う組織となった。常任委員会の数が憲法上制限されていることから、常任委員会による行政監視機能が弱いので、こうした組織が設置されたとされる。両院合同の「議会代表団」と各院別個の「議院代表団」の2つの種類がある。現在、両院合同の議会代表団としては、情報（諜報）活動に関するものおよび女性の権利・男女の機会均等に関するものが置かれ、上院の議院代表団としては、地方公共団体・地方分権に関するものおよび（経済・社会の）将来予測に関するものが置かれている。

#### (6) 議会科学技術選択評価局 (Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques)

議会科学技術選択評価局は、議会代表団と同様に両院議員から構成され、科学技術政策に関して外部専門家の協力を得て調査を行う。

#### (7) 下院公共政策評価・監督会 (Comité d'évaluation et de contrôle des politiques publiques)

公共政策評価・監督会は、2008年の憲法改正により、議会の役割の1つとして公共政策の評価が明記されたのを受けて、下院に設置された。委員長は下院議長で、常任委員会委員長、欧州問題委員会委員長、各党派長らが委員となり、各常任委員会の所管事項を越えた公共政策の評価を行う。

## 9 立法過程

### (1) 法案の種類・提出

法律の種類には、通常法律のほか、組織法律 (loi organique)、予算法律 (loi de finance)、社会保障財政法律 (loi de financement de sécurité sociale)、計画化法律 (loi de programmation) がある。また、委任立法措置として、オルドナンス (ordonnance 後述) の制度が設けられている。以下の説明では、通常法律の立法過程について述べ、最後に組織法律およびオルドナンスについて簡単に言及する。

法案を提出者で大別すると、首相が提出する政府提出法案 (projet de loi) と議員提出法案 (proposition de loi) がある。政府提出法案には、法案の目的、EU法との関係、経済的・財政的・社会的・環境的影響の評価、予定する施行方法等を記載した影響評価書を添付しなければなら

ない。議事協議会が政府提出法案に添付された影響評価書に不備があると判断した場合には、当該法案は議事日程に記載されない。議事協議会と政府とで判断が異なる場合には、首相または議長から付託を受けた憲法院が決定する。

議員提出法案は、議員1名でも提出することができるが、歳入の減少または歳出の創設もしくは増加を伴うものは、提出された議院の理事部の判断で受理されない。提出された議院の議長は、提出議員が反対する場合を除き、当該法案を國務院（コンセイユ・デタ。行政裁判の最高裁判所と政府の法律顧問の職務を兼ねる機関であり、政府提出法案は、すべて國務院の審査を経る）に付託することができる。また、議員提出の法案または修正案が憲法に規定された法律事項外である場合には、政府または提出された議院の議長は、不受理で対抗することができる。この場合において政府と議長の判断が異なるときは、いずれかの請求に基づき憲法院が裁決する。なお、予算法案および社会保障財政法案は下院に、地方公共団体の組織に関する法案は上院に提出されなければならない。

## (2) 委員会審査

理事部により受理された法案は、議長により原則として所管の常任委員会に付託される。政府等の求めがある場合には、特別委員会を設置して法案審査を行うこともできるが、実際の設置は稀である。

当該法案を正式に付託された委員会以外の委員会も、所管事項に関連する部分について意見書を提出することができる。

法案が付託された委員会においては、委員のうちから報告者（rapporteur）が任命され、この報告者が法案審査を主導し、審査報告書のとりまとめを行う。また、本会議審議においては、委員会審査の結果を報告し、委員会の立場を主張する役割を担う。

通常、まず関係省庁の大臣・公務員、有識者・利害関係者等から聴取する公聴会（audition）が開催され、続いて法案の逐条審査が行われる。委員会審査は、従来非公開が原則であったが、下院では、近年逐条審査も公開することが可能となり、実際に公開されている。審査報告書は詳細なもので、重要法案の場合には数百ページにわたることもある。

## (3) 本会議審議

委員会審査を終了した法案は、本会議の議事日程に記載される。慎重審議を期すため、先議の院の場合は法案提出後6週の経過後、後議の院の場合は先議の院からの法案送付後4週の経過後でなければ本会議の審議を行うことができない。ただし、①政府が促進手続（procédure accélérée）の適用を要求し、これに対して両院の議事協議会が一致して反対しなかった場合、②予算法案、社会保障財政法案および緊急事態に関する法案の場合には、この限りでない。

本会議審議の対象となるのは、一部の例外を除き、当該法案について委員会が採択した法文である。

本会議審議は、一般討論および逐条審議の2つの段階に分かれる。政府提出法案の場合には、まず法案を所管する大臣が発言し、次に所管委員会の報告者が発言する。議員提出法案の場合には、まず所管委員会の報告者が発言する。通常は、議事協議会において、一般討論の時間およびその会派間の配分が決定される。

一般討論が終了すると、逐条審議に入る。逐条審議においては、修正案は議員1名でも提

出すことができるが、政府および所管委員会以外が提出する修正案は、遅くとも一般討論開始の3会議日前までに提出されていなければならない。また、修正案は、政府提出のものを除き、歳入の減少または歳出の創設もしくは増加を伴うものは受理されない。

逐条審議が終了すると、法案全体が表決に付される。これに先立って、5分以内で各会派の代表者が賛否の理由を説明することが許される。

#### (4) 政府のための審議促進手続

政府は、審議促進のため、政府が提出しまたは受け入れた修正案のみを取り入れて、法案の一括表決 (vote bloqué) を求めることができる。一括表決は、一または複数の条項についても行うことができ、政府の裁量で、一括表決の時期および対象を決めることができる。なお、一括表決の手続きがとられた場合にも、政府が提出しまたは受け入れた修正案以外の修正案に関する審議そのものは、中断しない。

また、下院において、1会期につき1法案に限り（予算法案および社会保障財政法案については、別途この手続きを適用することができる。）、首相は、閣議を経た後、法案の表決に政府の責任をかけることができる。この場合には、一括表決とは異なり、直ちに法案の審議は中断し、24時間の提出期限以内に10名以上の議員により提出された不信任動議が所定の手続きにより可決されない限り、当該法案は可決されたものとみなされる。なお、第5共和制下において、この手続きにより政府総辞職・法案否決に至った例はない。

#### (5) 両院関係

法案について両院の意思が一致しない場合には、両院が同一の条文を可決するまで、法案は両院間を往復する (navette)。各院における1回目の審議を第1読会、2回目、すなわち2往復目の審議を第2読会という。政府提出法案の場合には、一院で可決された法案は、政府を通じて他院に送付または回付されるが、議員提出法案の場合には、両院の議長間で直接送付または回付を行う。

同一政党内でも各院の会派の自律性が高いため、両院の意思が不一致となる場合は多い。

政府は、法案が各院で2回（政府が促進手続の適用を求めた場合において、両院の議事協議会が一致して反対しなかったときは、各1回）審議された後、両院協議会 (commission mixte paritaire) の開催を要求することができる。また、議員提出法案の場合には、両院議長も共同で両院協議会の開催を要求することができる。協議委員は、各院7名計14名で構成され、通常、当該法案を審査した委員会の委員から選任される。協議委員の党派別の構成は、両院ともに概ね多数会派4名、反対会派3名となっている。成案は、出席協議委員の過半数により決定されるが、概ね全会一致で行われ、実際に採決が行われることは稀であるとされる。

両院協議会で成案が得られた場合には、両院において成案が承認されれば、法案が成立する。両院協議会で成案が得られなかった場合および成案が両院の承認を得られなかった場合には、政府は、両院でもう1回ずつ審議（読会）を行った後、下院に最終表決 (dernier mot) を要求することができる。この場合、下院は、①両院協議会の成案、②最後に下院が可決した法文、③最後に下院が可決した法文に対して上院が行った修正のうち一部を取り入れた法文を表決に付することができる。

#### (6) 大統領の審署・憲法院による法案の合憲性審査

成立した法案は、審署を得るため、政府事務総局を経て大統領に送付される。大統領は15日以内に審署を行い、成立した法律は官報に公示される。また、大統領は、審署期間中に、首相の副署を得て議会に対して法案の再審議を求めることができる。なお、この権限は、第5共和制下で3回しか行使されたことがない。

大統領、首相、両院の議長または60名以上の下院議員もしくは60名以上の上院議員は、憲法院に法案の合憲性審査を求めることができる。憲法院の審査中は、審署期間の進行が停止される。

憲法院が法案全体を違憲と宣言した場合には、その法案は法律として成立しない。ただし、法案の一部のみが違憲とされた場合には、その部分を削除して制定することができる。

#### (7) 委任立法＝オルドナンスの手続き

政府は、その施政方針の実施のため、オルドナンス制定の授権法案を議会に提出し、通常は法律事項に属する措置を一定期間に限りオルドナンスで定めることを求めることができる。授権法律が成立すると、政府はオルドナンスを制定する。制定後、授権法律に定める期限までに政府が追認法案を議会に提出しない場合には、オルドナンスは失効する。追認法案を議会が可決すればオルドナンスは法律の効力を得るが、議会が否決した場合には、オルドナンスは廃止される。

#### (8) 組織法律の手続き

組織法律とは、公権力の組織および運営の態様を定める法律で、法律の階層では憲法と通常法律の間に位置する。組織法案については、①法案提出後15日間は先議の議院で審議されず、表決に付されない、②両院の一致を欠く場合において、下院の最終表決に至るときは、下院の総議員の過半数によってのみ可決することができる、③上院に関する組織法律は、両院によって同一の法文で可決されなければ成立しない（下院の最終表決により成立させることはできない）、④大統領による審署前には、必ず憲法院による合憲性審査を経なければならない、といった特別の手続きが必要とされる。

#### (9) レファレンダムによる立法

大統領は、政府または両院共同の提案に基づき、公権力の組織に関する法案、国の経済または社会政策およびこれに貢献する公役務に関する改革に関する法案ならびに違憲ではないものの諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准に関する法案をレファレンダムに付することができる。また、2008年の憲法改正により、5分の1以上の両院議員が有権者の10分の1以上の支持を得て提出する議員提出法案が所定の期間（組織法律で規定される予定となっているが未定である。）内に両院で審議されない場合には、大統領によりレファレンダムに付されることとなった。

## 参考文献

本書の構成・全般

- ・阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集（第4版）』有信堂高文社, 2009.
- ・加藤秀治郎・水戸克典編・ポルスビー, N. W. 著『議会政治—N・W・ポルスビー「立法府」収録』慈学社出版, 2009.
- ・初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂, 2006.
- ・成田憲彦「議会における会派とその役割—日本と諸外国」『レファレンス』451号, 1988.8, pp.5-43.
- ・同「議会比較論 西欧議会概観と日本の国会」読売新聞調査研究本部編『西欧の議会—民主主義の源流を探る』読売新聞社, 1989, pp.190-214.
- ・三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.68-97.
- ・同『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料2009-1-a 基本情報シリーズ④）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009.
- ・『世界年鑑 2009年版』共同通信社, 2009.

## I アメリカ

- ・廣瀬淳子『アメリカ連邦議会』公人社, 2004.
- ・松橋和夫「アメリカ連邦議会の歳出予算—2002年度立法府歳出予算法の構成と立法過程」『レファレンス』614号, 2002.3, pp.7-36.
- ・同「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号, 2004.5, pp.7-36.
- ・渡瀬義男「ブッシュⅡ政権下の財政と連邦議会」『レファレンス』707号, 2009.12, pp.53-75.
- ・Davidson, Roger H. et al., *Congress and Its Members*, 11th edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2008.
- ・Koempel, Michael L. and Schneider, Judy. *Congressional Deskbook: the Practical and Comprehensive Guide to Congress*, 5th edition, Alexandria, VA: The Capitol Net, 2007.
- ・Oleszek, Walter J. *Congressional Procedures and the Policy Process*, 7th edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2007.
- ・Sullivan, John V. *How our laws are made*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2007.
- ・議会下院ウェブサイト 〈<http://www.house.gov/>〉
- ・議会上院ウェブサイト 〈<http://www.senate.gov/>〉
- ・*Congress A to Z*, 5th edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2008.
- ・*Guide to Congress*, 6th edition, Volume I, II, Washington, D.C.: CQ Press, 2008.

## II イギリス

- ・梅川正美ほか編『現代イギリス政治』成文堂, 2006.
- ・大山礼子『比較議会政治論』岩波書店, 2003.
- ・加藤紘捷『概説 イギリス憲法』勁草書房, 2002.

- ・岸本俊介「英国議員—誕生から引退まで (5)」『議会政治研究』50号, 1999.6, pp.44-54.
- ・小島和夫『予算が成立するまで』ぎょうせい, 1990, pp.290-294.
- ・齋藤憲司「英国」『諸外国の憲法事情』(調査資料 2001-1)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2001, pp.31-53.
- ・田島裕訳著『イギリス憲法典—1998年人権法』信山社, 2001.
- ・前田英昭『世界の議会 1 イギリス』ぎょうせい, 1983.
- ・松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号, 2008.5, pp.111-129.
- ・元山健・倉持孝司編『現代憲法—日本とイギリス (新版)』敬文堂, 2000.
- ・吉田早樹人「英国下院の現代化 (modernisation) について」『議会政治研究』82号, 2007.6, pp.61-82.
- ・同「英国下院・法案の審議手続について」『議会政治研究』85号, 2008.3, pp.29-54.
- ・「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団報告書」『議会政治研究』52号, 1999.12, pp.12-56.
- ・Evans, Paul. *Handbook of House of Commons Procedure*, 6th edition, London: Dods, 2007.
- ・McKay, William et al., *Erskine May's Treatise on The Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, 23rd edition, London: LexisNexis UK, 2004.
- ・Robertson, Mary. and Elias, Thomas. *Handbook of House of Lords Procedure*, 2nd edition, London: Dods, 2006.
- ・Rogers, Robert. and Walters, Rhodri. *How Parliament Works*, 6th edition, Essex: Pearson Education Limited, 2006.
- ・議会ウェブサイト <<http://www.parliament.uk/>>

### Ⅲ ドイツ

- ・服部高宏「ドイツにおける『二院制』—連邦制改革をふまえて」『比較憲法学研究』18・19号, 2007, pp.55-83.
- ・山口和人「ドイツの立法過程」中村睦男・大石眞編『立法の実務と理論』信山社, 2005, pp.565-599.
- ・同「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』237号, 2008.9, pp.36-43.
- ・吉田栄司訳「ドイツ連邦議会議事規則 1」『関西大学法学論集』42巻5号, 1992.12, pp.1285-1311.
- ・同訳「ドイツ連邦議会議事規則 2」『関西大学法学論集』42巻6号, 1993.2, pp.1688-1711.
- ・同訳「ドイツ連邦議会議事規則 3完」『関西大学法学論集』43巻3号, 1993.10, pp.1188-1213.
- ・Heyer, Christian. *Gesetzgebung: Von der Idee zum Gesetz, Stichwort Deutscher Bundestag*, 1. Auflage, 2009. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20264000.pdf>>
- ・Marschall, Stefan. *Der Deutsche Bundestag: Wie parlamentarische Demokratie funktioniert, Stichwort Deutscher Bundestag*, 1. Auflage, 2009. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20265000.pdf>>



- ・ Reuter, Konrad. *Bundesrat und Bundesstaat: Der Bundesrat der Bundesrepublik Deutschland*, 14. Auflage, 2009.  
〈[http://www.bundesrat.de/cln\\_051/nn\\_8400/SharedDocs/Downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesstaat,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Bundesrat-und-Bundesstaat.pdf](http://www.bundesrat.de/cln_051/nn_8400/SharedDocs/Downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesstaat,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Bundesrat-und-Bundesstaat.pdf)〉
- ・ Schreiner, Hermann J. und Linn, Susanne. *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, 19. Auflage, Rheinbreitbach: NDV, 2006.
- ・ 連邦議会ウェブサイト 〈<http://www.bundestag.de/>〉
- ・ 連邦参議院ウェブサイト 〈<http://www.bundesrat.de/>〉

#### IV フランス

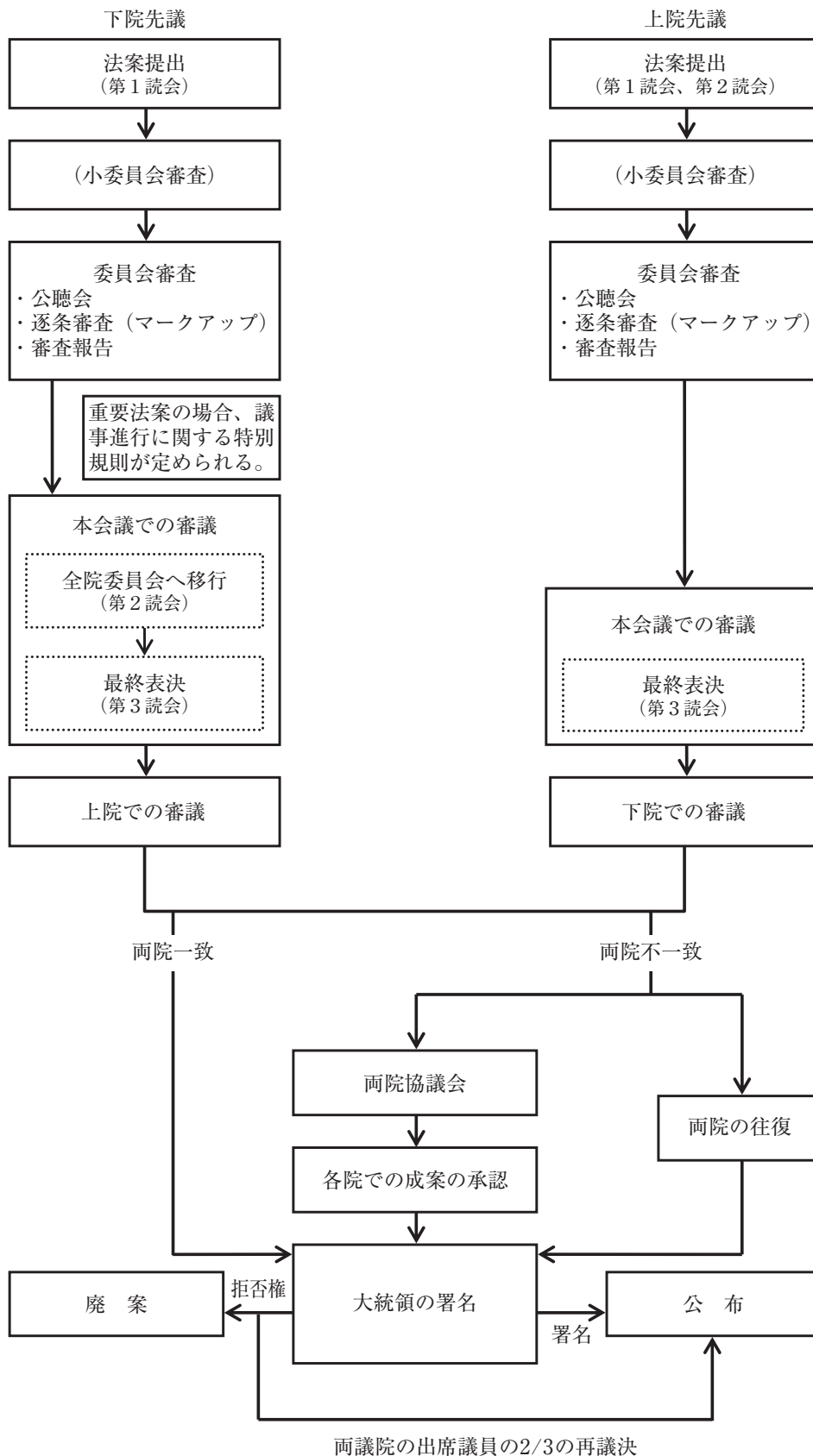
- ・ 大山礼子『フランスの政治制度』（制度のメカニズム 4）東信堂, 2006.
- ・ 勝山教子「フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革（一）」『同志社法学』40巻6号, 1989.3, pp.814-874.
- ・ 同「フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革（二・完）」『同志社法学』41巻1号, 1989.5, pp.125-149.
- ・ 曾我部真裕「議会内における野党会派の位置づけについて—フランスの2008年憲法改正を素材として」『法学論叢』164巻1-6号, 2009.3, pp.552-571.
- ・ 福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社, 2001.
- ・ 南野森「憲法理論の再創造（10）第三部 比較憲法的に見た憲法理論の新展開（2）フランス—2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号, 2009.4, pp.92-100.
- ・ 三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正」『レファレンス』700号, 2009.5, pp.59-80.
- ・ 同「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』240号, 2009.6, pp.139-142.
- ・ 山元一「フランスにおける半大統領制とその展開」『ジュリスト』1311号, 2006.5.1-15, pp.101-114.
- ・ Avril, Pierre. et Gicquel, Jean. *Droit parlementaire*, 3e édition, Paris: Montchrestien, 2004.
- ・ Gicquel, Jean. et Gicquel, Jean-Eric. *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 23e édition, Paris: Montchrestien, 2009.
- ・ Hamon, Francis. et Troper, Michel. *Droit constitutionnel*, 31e édition, Paris: L.G.D.J., 2009.
- ・ Jan, Pascal. "Les assemblées parlementaires françaises," *Etudes de la Documentation française*, N° 5216, 1er août 2005, pp.7-152.
- ・ 議会下院ウェブサイト 〈<http://www.assemblee-nationale.fr/>〉
- ・ 議会上院ウェブサイト 〈<http://www.senat.fr/>〉

表1 主要国議会制度比較

項目	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		(参考) 日本	
	下院	上院	下院	上院	下院	上院	下院	上院	衆議院	参議院
政治体制	●連邦制 ●共和制 ●大統領制		●単一国家 ●立憲君主制 ●議院内閣制		●連邦制 ●共和制 ●議院内閣制		●単一国家 ●共和制 ●半大統領制		●単一国家 ●象徴天皇制 ●議院内閣制	
議員定数	435名	100名	646名 ※次回選挙から650名	定数なし ※2010年2月12日現在の議員数754名(聖職貴族26、法曹貴族23、代貴族593、世襲貴族92)	598名 ※超過議席を含め622名	69名	577名	343名 ※2011年から348名	480名	242名
任期	2年 ※解散なし	6年 ※2年毎に3分の1改選	5年 ※解散あり	終身 ※聖職貴族と官職指定世襲議員は当該職にある間	4年 ※解散あり	不定 ※任期は各州政府の在任期間による	5年 ※解散あり	6年 ※3年毎に半数改選	4年 ※解散あり	6年 ※3年毎に半数改選
選挙制度	直接選挙 ※小選挙区制	直接選挙 ※各州2名。選挙時には各州1名を選出する州単位の小選挙区制	直接選挙 ※小選挙区制	任命制・世襲制	直接選挙 ※小選挙区比例代表併用制(小選挙区299+比例代表299)	任命制 ※各州政府が所定の数の政府構成員を議員に任命する。	直接選挙 ※小選挙区2回投票制	間接選挙 ※各県・海外県等を単位として、下院議員および地方議会議員またはその代表が選挙人団となる。	直接選挙 ※小選挙区比例代表並立制(小選挙区300+比例代表180)	直接選挙 ※選挙区146+比例代表96
選挙権・被選挙権年齢	選挙権 18歳以上 被選挙権 25歳以上	選挙権 18歳以上 被選挙権 30歳以上	選挙権 18歳以上 被選挙権 18歳以上		選挙権 18歳以上 被選挙権 18歳以上		選挙権 18歳以上 被選挙権 23歳以上	選挙権 18歳以上 被選挙権 30歳以上	選挙権 20歳以上 被選挙権 25歳以上	選挙権 20歳以上 被選挙権 30歳以上
議会の主な権限	●弾劾訴追権(下院) ●弾劾裁判権(上院) ●立法権(大統領の拒否権あり) ●予算統制権(歳出予算は立法による) ●連邦公務員任命承認権(上院) ●条約批准承認権(上院)		●政府不信任決議権(下院) ●立法権(下院の優越) ●予算統制権(歳出予算は立法による)		●首相選出権(下院) ●首相不信任決議権(下院) ●立法権(一部下院の優越) ●予算統制権(予算は立法による) ●条約承認権(条約承認は立法による)		●政府不信任決議権(下院) ●立法権(下院の優越) ●予算統制権(予算は立法による) ●条約承認権(条約承認は立法による)		●内閣総理大臣の指名(衆議院の優越) ●内閣不信任決議権(衆議院) ●立法権(衆議院の優越) ●予算統制権(衆議院の優越) ●条約承認権(衆議院の優越)	
会期制度	●議会期は下院議員の任期と同じ2年。 ●1議会期は、西暦奇数年の第1会期と偶数年の第2会期に分かれる。 ●各会期は、毎年1月3日に開会し、通常11月～12月に閉会。 ●臨時会は、閉会中、大統領が必要と認めるとき招集。 ●会期末未了議案は議会期末まで継続。		●議会期は下院議員の任期。上院にも議会期が適用される。 ●各会期は、総選挙の年を除き、毎年10月下旬から11月下旬までに開会し、翌年の同じ頃に閉会。 ●会期末未了議案は原則廃案(継続可能)。		●下院では議員の任期が議会期。上院には議会期の制度は存在しない。 ●会期制度は存在しない。 ●上院では毎年11月1日から10月31日までが1職務期。 ●会期制度が存在せず、未了議案は議会期末まで継続。		●下院では議員の任期が議会期。上院には議会期の制度は存在しない。 ●常会は、10月の最初の平日に開会し、翌年6月の最後の平日に閉会。常会中の会議日数は120日まで。ただし、首相または各議院の過半数の議員は、補充会議の開催を要求可能。 ●臨時会は、首相または下院議員の過半数の要求に基づき、大統領により招集。議員要求の臨時会は最長12日間。 ●大統領が非常事態を宣言した場合には、議会は当然に集会。 ●下院の会期末未了議案は議会期末まで継続。上院では、上院議員提出の議案が提出後3回後の常会の開始時に未了の場合には廃案。		●常会は、毎年1月中旬に召集され、会期は150日間。 ●臨時会は、①内閣が特に必要と認めるとき、②各院の議員の4分の1以上の要求のあったとき、③衆議院議員の任期満了総選挙後および参議院議員の通常選挙後に召集。 ●特別会は、衆議院解散後の総選挙後に召集。 ●会期末未了議案は原則廃案(継続可能)。	
議院運営機関	●議長 ●院内総務 ●院内幹事 ●議院規則委員会(下院) ●議院管理委員会(下院) ●議院規則・議院管理委員会(上院)		●議長・副議長 ●院内総務 ●院内幹事 ●下院委員会 ●上院委員会		●議長・副議長 ●長老評議会(下院)		●議長・副議長 ●理事部 ●議事協議会		●議長・副議長 ●議院運営委員会 ●国会対策委員会	
本会議	定足数 議員の過半数 ※ただし、定足数欠如が完全に証明されない限り定足数が満たされているものとされる。		なし 分列表決が行われる場合40名	3名 分列表決が行われる場合30名	議員の過半数	出席している州の有する票決権数の合計の過半数	議員の過半数 ※ただし、議事室内にいればよく、議場への出席を要しない		議員定数の3分の1	
表決方法	●発声表決 ●起立表決 ●記録投票(下院) ●点呼表決		●発声表決 ●分列表決 ●起立表決(下院)		●挙手 ●起立表決 ●記名投票 ●点呼表決(上院)		●挙手 ●起立表決 ●記名投票		●異議の有無による表決 ●起立表決 ●記名投票 ●押しボタン式投票(参議院)	
委員会制度	●常任委員会 ●特別委員会 ●両院合同委員会 ●全院委員会(下院)		●一般委員会(下院) ●特別委員会 ●全院委員会 ●大委員会 ●両院合同委員会		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査委員会(下院のみ) ●調査会(下院のみ) ●合同委員会		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査委員会 ●議院代表部		●常任委員会 ●特別委員会 ●調査会(参議院) ●憲法審査会	
立法	●両院の議員 ※ただし、大統領には教書による立法勅告権がある。政府各官庁は、所管委員会の委員長または少数党筆頭委員等に法案の提出を依頼する。		●両院の議員 ※大臣を務める議員が提出する法案が政府提出法案。		●政府 ●下院議員 ※ただし、党派または5%の議員の署名を要する。 ●上院		●首相(政府提出法案) ●両院の議員 ※ただし、歳入の減少または歳出の創設もしくは増加を伴う議員提出法案は受理されないなどの制約あり。		●内閣 ●両院の議員 ※ただし、通常の法案の場合は衆議院20名以上、参議院10名以上、予算を伴う法案の場合は衆議院50名以上、参議院20名以上の賛成が必要。	
審議手続	(形式化した)三読会制 ●(第1読会=省略) ●委員会 ●本会議(全院委員会に移行して一般討論・第2読会、本会議に戻って第3読会)	(形式化した)三読会制 ●(第1読会、第2読会=省略) ●委員会 ●本会議(第3読会)	三読会制 ●本会議(第1読会、第2読会) ●委員会 ●本会議(委員会報告段階、第3読会)	三読会制 ●本会議(第1読会、第2読会) ●委員会(通常は全院委員会へ) ●本会議(委員会報告段階、第3読会)	三読会制 ●本会議(第1読会) ●委員会 ●本会議(第2読会、第3読会)		●委員会 ●本会議		●(場合により本会議趣旨説明) ●委員会 ●本会議	
過程	●両院は対等。 ●両院協議会：協議委員数は、各院ともに不定。成案の決定は各院の協議委員の過半数の同意が必要(ユニット制)。		●下院が優越：金銭法案以外の公法で、下院で先議され可決されたものは、上院が否決し、または下院の意思に反する修正をした場合であっても、下院での第2読会の日から1年以上経過し、2会期連続して下院が可決すれば、上院の同意を得ることなしに成立する。すなわち、上院は成立を約1年遅らせることができるのみである。 ●与党の総選挙大綱に掲げられた政策を実現するための政府提出法案を上院では否決しないというソールズベリ慣行がある。 ●両院協議会なし		●法案の種類により両院の対等性が異なる：上院の同意を要する法律については、下院が法案を可決した場合には、上院は同意を拒否することができるが、同意を要しない法律については、上院は異議を申し立てることができるのみ。 下院が上院の異議を覆すには、上院が過半数により異議を申し立てた場合においては総議員の過半数による議決が、上院が3分の2により異議を申し立てた場合においては3分の2かつ総議員の過半数による議決が必要。 ●両院協議会：協議委員数は、各院16名ずつ計32名。成案の決定は出席協議委員の過半数による。		●下院が優越：両院の意見の不一致の場合には、各院での2回の読会後または促進手続が適用されるときは各1回の読会後、首相(政府提出法案)または両院議長(議長提出法案)は両院協議会の開催を要求することができる。両院協議会でも成案が得られなかった場合および成案が両院の承認を得られなかった場合には、政府は、各院で各1回の読会後、下院に対して最終表決を要求することができる。 ●両院協議会：協議委員数は、各院7名ずつ計14名。成案の決定は出席協議委員の過半数による。		●衆議院が優越：衆議院で可決した法案が参議院で異なる議決となった場合には、衆議院が出席議員の3分の2で再議決すると、法律として成立する。参議院が衆議院の可決した法案を受領した後、60日以内に議決しない場合には、衆議院は参議院が否決したものとみなすことができる。 ●両院協議会：協議委員数は、各院10名ずつ計20名。成案の決定は出席協議委員の3分の2以上による。	

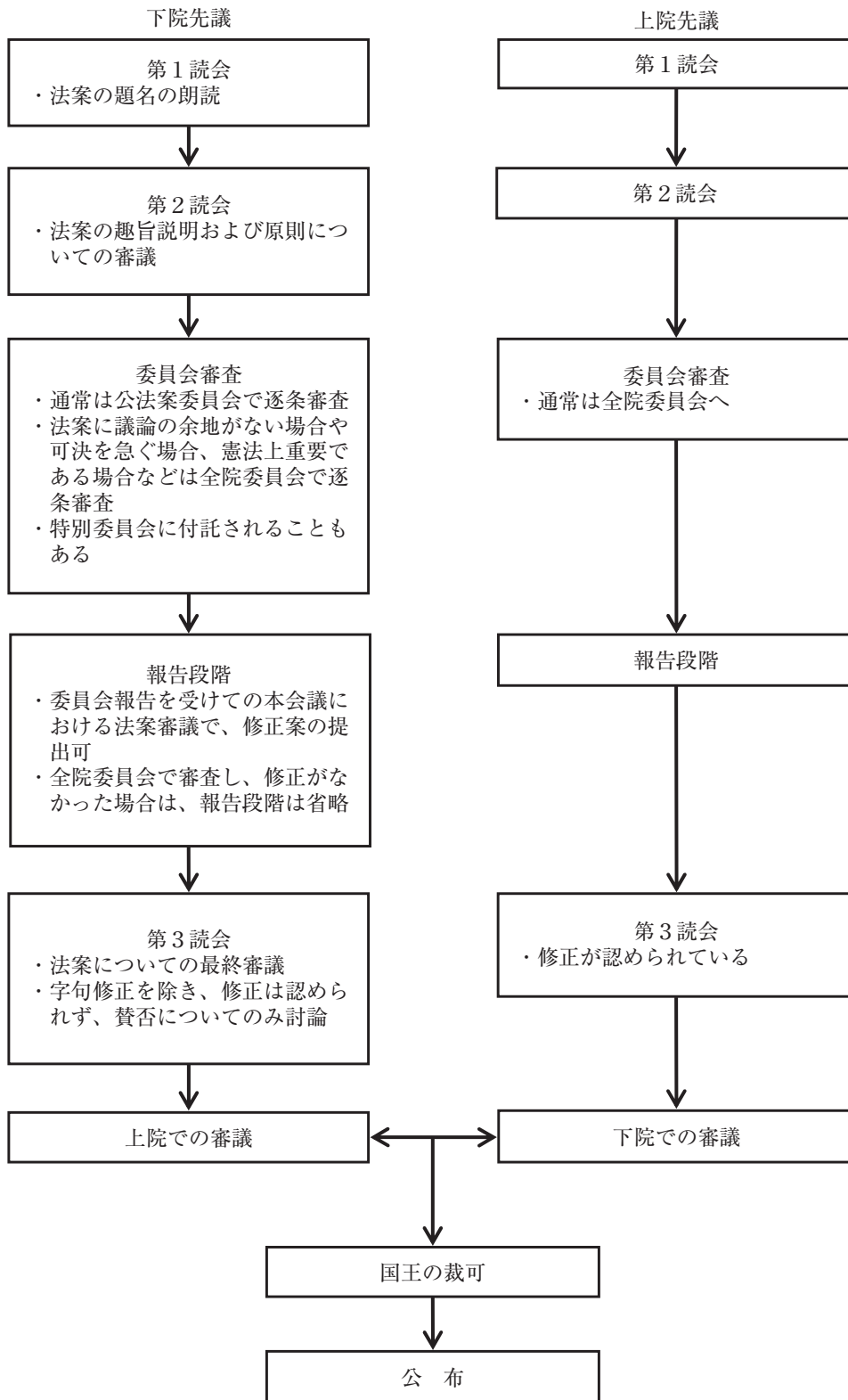
(出典) 筆者作成。

図1 アメリカの立法過程



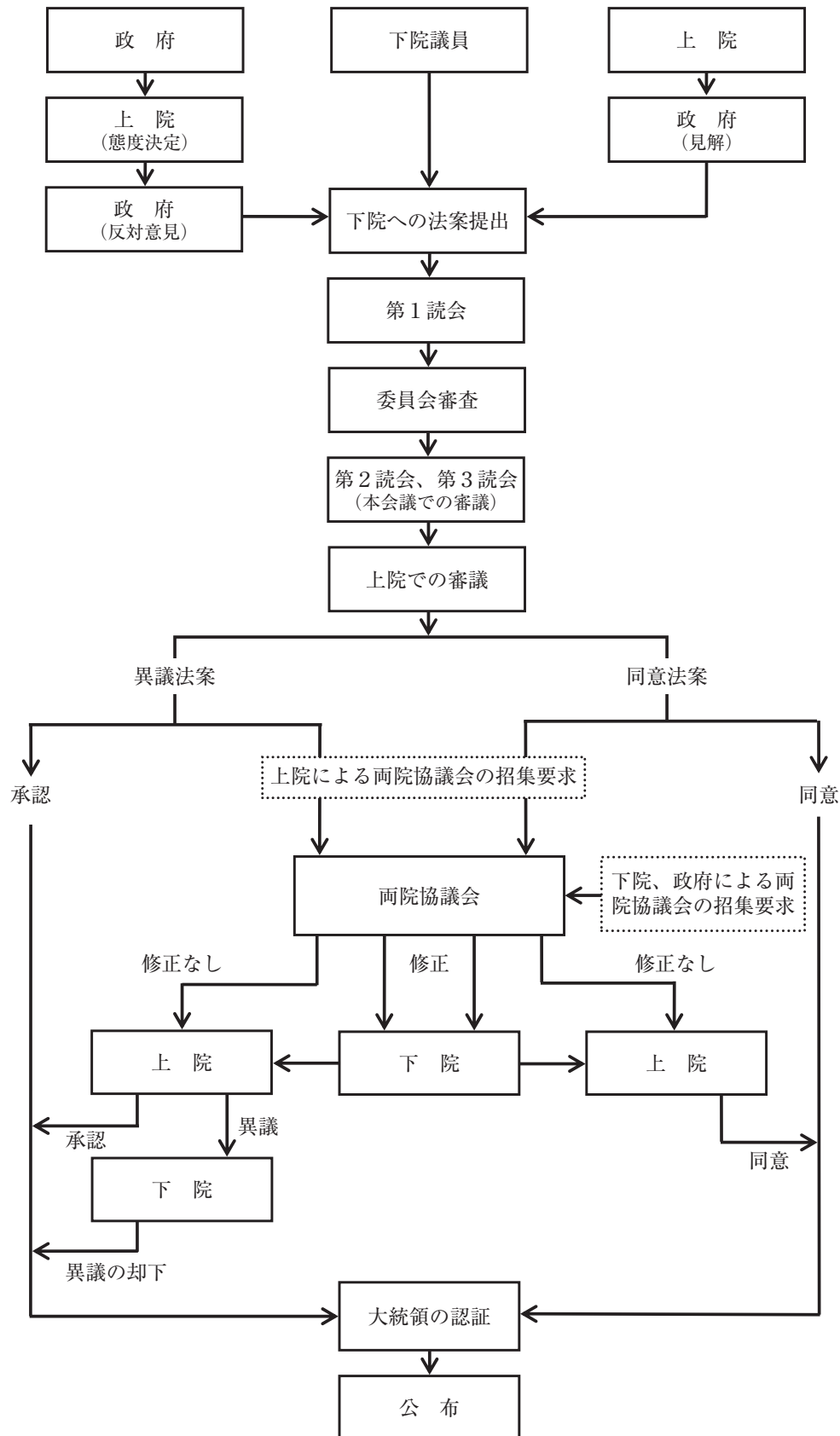
(出典) “Legislative Process Flowchart,” Michael L. Koempel and Judy Schneider, *Congressional Deskbook the Practical and Comprehensive Guide to Congress*, 5th edition, Alexandria, VA: The Capitol Net, 2007, p.247. 等を基に作成。

図2 イギリスの立法過程



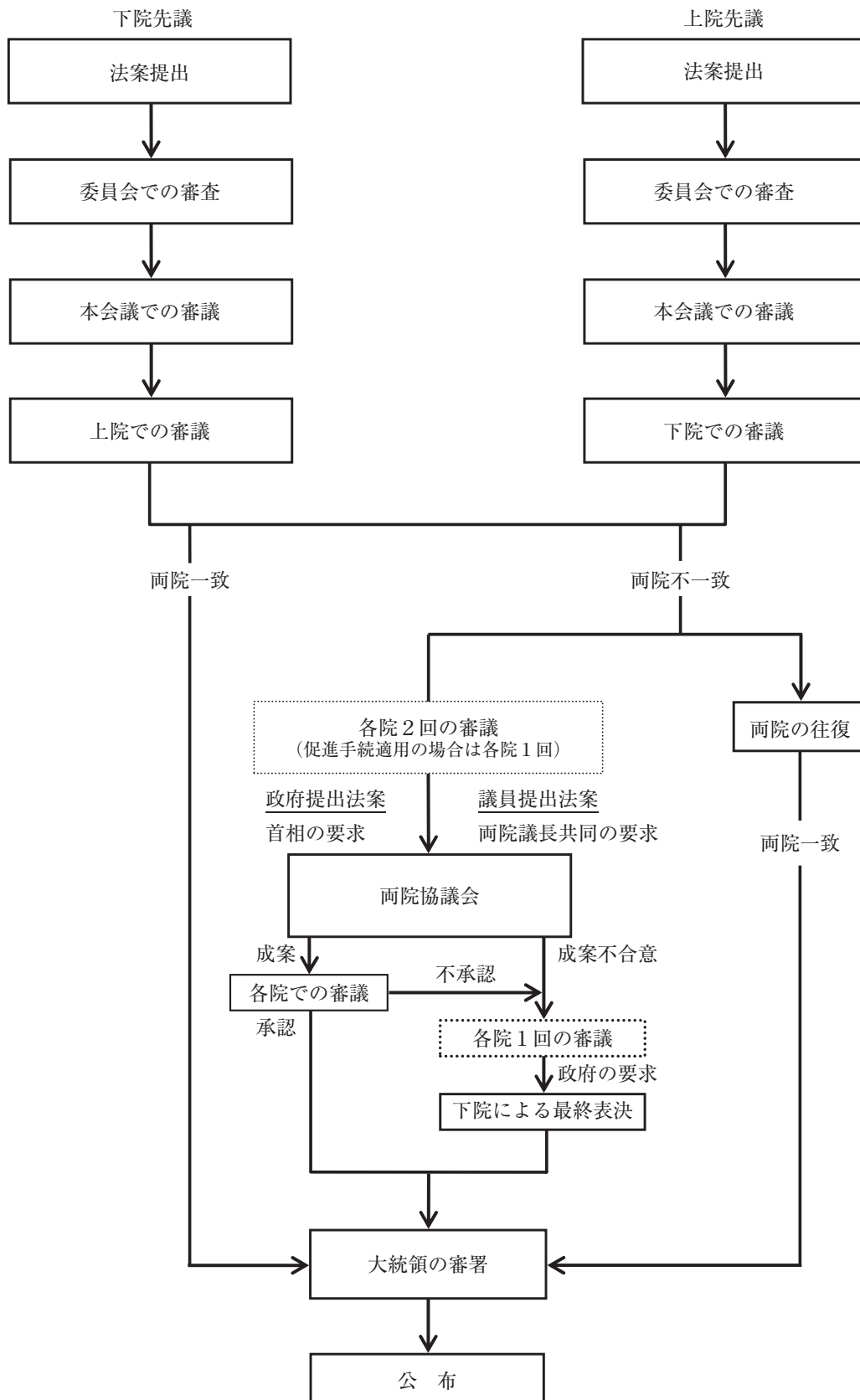
(出典) 吉田早樹人「英国下院・法案の審議手続について」『議会政治研究』85号, 2008.3, pp.29-54; 議会ウェブサイト〈<http://www.parliament.uk/>〉等を基に作成。

図3 ドイツの立法過程



(出典) “Gang der Gesetzgebung,” Christian Heyer, *Gesetzgebung: Von der Idee zum Gesetz, Stichwort Deutscher Bundestag*, 1. Auflage, 2009, S.2  
 (https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20264000.pdf) を基に作成。

図4 フランスの立法過程



(出典) “La procédure législative ordinaire,” Pascal Jan, “Les assemblées parlementaires françaises,” *Etudes de la Documentation française*, N° 5216, 1er août 2005, pp.100-101；フランス下院ウェブサイト〈<http://www.assemblee-nationale.fr/juniors/schema.asp>〉を基に作成。

表2 主要国議会の法案提出数・成立数

## 1 アメリカ

議会期	期 間	提出数（両院共同決議案*を含む）			成 立 数		
		上院議員提出	下院議員提出	合 計	公法案**	私法案**	合 計
第104議会	1995-1996	2,266	4,542	6,808	333	4	337
第105議会	1997-1998	2,718	5,014	7,732	394	10	404
第106議会	1999-2000	3,343	5,815	9,158	580	24	604
第107議会	2001-2002	3,242	5,892	9,134	377	6	383
第108議会	2003-2004	3,078	5,547	8,625	498	6	504
第109議会	2005-2006	4,163	6,540	10,703	417	1	418
第110議会	2007-2008	3,787	7,441	11,228	416	0	416

\*両院共同決議案は、その成立には両院での可決および大統領の署名が必要とされ、法律と同じ効力を有する。

\*\*公法案は、政府または国民全般にかかわる一般的問題を扱う法案であり、私法案は、政府に対する提訴、移民・帰化の承認など特定の個人・団体等に関する法案をいう。

（出典）*Résumé of Congressional Activity*

〈[http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two\\_column\\_table/Resumes.htm](http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Resumes.htm)〉を基に作成。

## 2 イギリス

会 期	提 出 数			成 立 数		
	政府提出	議員提出	合 計	政府提出	議員提出	合 計
1997-1998	53	156	209	52	10	62
1998-1999	31	104	135	27	8	35
1999-2000	40	104	144	39	6	45
2000-2001	26	63	89	21	0	21
2001-2002	39	114	153	39	8	47
2002-2003	36	97	133	33	13	46
2003-2004	35	96	131	33	5	38
2004-2005	34	54	88	20	0	20
2005-2006	58	116	174	54	3	57
2006-2007	33	96	129	29	4	33
2007-2008	32	100	132	30	3	33

（注）私法案、および上院に提出された法案で下院第1読会に至らなかったものは含まれていない。

（出典）*Sessional Information Digest* 〈<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsid.htm>〉を基に作成。

3 ドイツ

議会期 (期間)	提出数				成立数				
	政府提出	下院 議員提出	州提出	合計	政府提出	下院 議員提出	上院提出	共同提出*	合計
11 (1987-1990)	324	227	136	687	265	67	15	19	366
12 (1990-1994)	419	297	179	895	342	85	27	39	493
13 (1994-1998)	449	329	235	1,013	401	92	35	23	551
14 (1998-2002)	450	328	224	1,002	387	106	22	25	540
15 (2002-2005)	362	211	187	760	274	78	16	15	383
16 (2005-2009)	539	264	168	971	487	86	19	20	612

(注) 提出数は、上院および下院に提出された法案の総数。成立数は、公布された法律数。

\*審議の過程で、例えば同種の内容の政府提出法案と下院議員提出法案とが統合され、共同提出法案に変更されて成立に至ったもの。

(出典) Michael F. Feldkamp, "Deutscher Bundestag 1987 bis 2005 : Parlaments-und Wahlstatistik," *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Heft 1/2006, März 2006, pp.3-28 ; Statistik der Gesetzgebung – Überblick 16. Wahlperiode (Stand: 13.1.2010)

〈[http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsdokumentation/gesetzgebung\\_wp16.pdf](http://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsdokumentation/gesetzgebung_wp16.pdf)〉を基に作成。

4 フランス

会 期	提出数*			成立数**		
	政府提出	議員提出	合計	政府提出	議員提出	合計
2002***	32	142	174	24	0	24
2002-2003	109	382	491	82	18	100
2003-2004	110	292	402	78	8	86
2004-2005	117	273	390	97	12	109
2005-2006	88	352	440	69	12	81
2006-2007	44	195	239	61	11	72
2007****	47	88	135	32	0	32
2007-2008	98	436	534	89	14	103

\*その会期中に下院に提出されたか、または新規に上院から下院へ送付された法案のみの件数。継続法案および下院への送付に至らなかった上院議員提出法案は含まれていない。

\*\*継続法案を含むが、下院への送付に至らなかった上院議員提出法案は含まれていない。

\*\*\*総選挙後の臨時会期 (6月19日-9月30日)。

\*\*\*\*総選挙後の臨時会期 (6月20日-9月30日)。

(出典) *Bilan de législature: 2002-2007* 〈[http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/bilan\\_12.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/bilan_12.pdf)〉; *STATISTIQUES 2007-2008 13e LÉGISLATURE* 〈[http://www.assemblee-nationale.fr/13/seance/BAN\\_stat.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/13/seance/BAN_stat.pdf)〉を基に作成。



表3 主要国議会の会派別議席数

(2010年2月12日現在)

	下 院	人数	上 院	人数	大統領 / 首相
アメリカ	共和党	178	共和党	40	オバマ大統領 (民主党)
	民主党	255	民主党	58	
	無所属	0	無所属	2	
	空席	2	空席	0	
	計	435	計	100	
イギリス	労働党	346	労働党	211	ブラウン首相 (労働党)
	保守党	193	保守党	189	
	自由民主党	63	自由民主党	72	
	民主統一党	8	無所属*	182	
	スコットランド民族党	7	聖職貴族	26	
	シン・フェイン党	5	その他	25	
	諸派	8	請暇中など	29	
	無所属	10			
	議長・副議長	4			
	欠員	2			
	計	646	計	734	
ドイツ	キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)	239	※上院に会派はなく、表決の際には、各州は票決権を一括して行使する。		メルケル首相 (キリスト教民主同盟)
	社会民主党(SPD)	146			
	自由民主党(FDP)	93			
	左翼党	76			
	緑の党	68			
	計	622**			
フランス	国民運動連合	315	国民運動連合	151	サルコジ大統領 (国民運動連合) フィヨン首相 (国民運動連合)
	新中道	25	中道連合	29	
	社会党	204	欧州社民連合	17	
	共産党・左派系諸派	25	社会党	115	
	無所属	8	共産党・共和・市民	24	
			無所属	7	
	欠員	0	欠員	0	
	計	577	計	343	

\* いずれの政党にも属さない議員が形成する会派であり、多数の無所属議員の存在により、上院は協調的議事運営が行われている。

\*\*キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)の24議席が超過議席となっている。

(出典) 各国議会ウェブサイトを基に作成。

「基本情報シリーズ」

既刊

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ①諸外国の付加価値税（2008年版） | 2008年10月 |
| ②主要国の各種法定年齢        | 2008年12月 |
| ③わが国が未批准の国際条約一覧    | 2009年3月  |
| ④諸外国の上院の選挙制度・任命制度  | 2009年12月 |

調査資料 2009-1-b  
基本情報シリーズ⑤

**主要国の議会制度**

平成22年3月11日発行  
ISBN 978-4-87582-698-9

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03(3581)2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成22年刊行分

# Parliaments of USA, UK, Germany and France: An Overview

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2009-1-b

ISBN 978-4-87582-698-9

\* 紙へリサイクル可